

人事委員会年報

令和6年度

福島県人事委員会

目 次

第 1 委員会運営関係業務	1
1 人事委員会の運営	1
(1) 人事委員会の委員	1
(2) 人事委員会の開催状況	1
第 2 総務関係業務	10
1 保有個人情報の開示等の状況	10
2 公文書の開示状況	11
3 条例案に対する意見の提出	11
4 総務関係規則等の制定・改廃状況	12
第 3 任用関係業務	13
1 職員採用候補者試験の状況	13
第1表 採用候補者試験の実施日程	13
第2表 採用候補者試験の実施結果	14
第3表 採用候補者試験の受験資格	15
2 採用選考の状況	18
第4表 令和6年度における採用選考の状況	19
3 募集広報活動等の状況	21
4 任用関係規則等の制定・改廃状況	22
第 4 給与関係業務	23
1 職員の給与等に関する報告及び勧告	23
2 給与関係規則の制定・改廃状況	37
第 5 勤務条件関係業務	40
1 勤務条件の実態	40
2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況	50
第 6 労働基準監督関係業務	51
1 労働基準法による事業区分の決定	51
2 職権行使の実績	53
第 7 公平委員会受託業務	55

第 8	公平審査関係業務	56
1	勤務条件に関する措置の要求	56
2	不利益処分に関する審査請求	57
3	公平審査関係規則の制定・改廃状況	58
第 9	人事行政相談業務	59
1	人事行政相談業務の概要	59
2	人事行政相談の状況	59
第10	職員団体関係業務	60
1	職員団体の登録の状況	60
2	管理職員等の範囲を定める規則の改正	63
第11	そ の 他	66
1	事務局の組織及び分掌事務	66
2	事務局職員名簿	67
3	諸会議の開催状況	67

第1 委員会運営関係業務

1 人事委員会の運営

(1) 人事委員会の委員

人事委員会の委員長及び委員は、次のとおりである。

職名	氏名	就任年月日	備考
委員長	さいとう のりこ 齋藤 記子	平成29年 7月20日 委員就任 令和 3年 7月20日 委員再任 [委員長就任] 令和元年 8月20日～令和 3年 7月19日 令和 3年 7月20日～現在	(現)会社役員
委員	ちば えつこ 千葉 悦子	平成30年 7月23日 委員就任 令和 4年 7月23日 委員再任	(現)福島大学名誉教授 (現)(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構副理事長兼福島県男女共生センター館長
委員	おおみね ひとし 大峰 仁	令和元年 7月16日 委員就任 令和 5年 7月16日 委員再任	(現)弁護士

(2) 人事委員会の開催状況

人事委員会の開催回数は27回(定例会22回、臨時会5回)で、その審議事項等は次のとおりである。

なお、人事委員会会議規則を改正し、平成30年3月14日の人事委員会から、会議を原則公開する取り扱いとしている。

ア 総括

(単位:件)

議案件数						協議	報告	その他	計
規則の 制定・ 改廃	試験・ 採用	公平 審査	条例案に 対する 意見	その他	小計				
16	33	12	4	7	72	14	19	27	132

イ 審議内容

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6. 4. 16	第 1 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 6 年度において実施しない区分試験について</p> <p>第 2 号 令和 6 年度に実施する県職員(大学卒程度、資格免許職、高校卒程度)・市町村立学校職員採用候補者試験の試験種目及び教養試験・専門試験の出題分野について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 人事行政相談の実績等について</p> <p>2 令和 6 年度福島県警察官(警察官 A)採用候補者試験(第 1 回)の受験申込状況について</p> <p>3 令和 6 年職種別民間給与実態調査の概要について</p> <p>(その他)</p> <p>1 令和 5 年度福島県職員等採用候補者試験合格者の採用状況について</p>
6. 4. 23	第 2 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 6 年度福島県職員(大学卒程度(先行実施枠))採用候補者試験第 1 次試験の合格者の決定について</p> <p>(協 議)</p> <p>1 令和 5 (措) 第 2 号事案の判定(案)について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 4 (審) 第 1 号事案第 2 回口頭審理の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
6. 5. 8	第 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 令和 5 (措) 第 2 号事案の判定について</p> <p>第 2 号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p> <p>第 3 号 勤務条件に関する措置要求に係る審査委員の指名について</p>
6. 5. 22	第 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の退職管理に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和 6 年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6.6.4	第5回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報告)</p> <p>1 公益的法人等への職員の派遣等の実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会におけるウェブ会議の実施について</p>
6.6.11	第6回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県職員(大学卒程度(先行実施枠))採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p>
6.6.18	第7回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第3号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>(協議)</p> <p>1 令和4(審)第1号事案の裁決(案)について</p>
6.6.25	第8回臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について</p> <p>第2号 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 令和4(審)第1号事案の裁決について</p> <p>(報告)</p> <p>1 異動期間の延長の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6.7.3	第9回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県職員(職務経験者)採用候補者試験の第1次試験種目及び第2次試験種目について</p> <p>第2号 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(協議)</p> <p>1 災害応急作業等手当に係る支給対象作業の承認について</p> <p>2 令和5(措)第1号事案の判定(案)について</p>
6.7.17	第10回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和5(措)第1号事案の判定について</p> <p>第2号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>(報告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p> <p>2 定年前再任用及び暫定再任用の状況について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
6.8.19	第11回定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第2号 令和6年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第1回)の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第2回)の実施について</p> <p>(その他)</p> <p>1 職員団体等からの申し入れについて</p> <p>2 令和6年人事院勧告等の概要について</p> <p>3 令和6年度東北・北海道地区人事委員会協議会委員・事務局長合同会議について</p> <p>4 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6.9.5	第12回 定例会	<p>(議案) 第1号 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第2回)の実施について</p> <p>(協議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(報告) 1 令和6年度福島県職員等採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
6.9.11	第13回 定例会	<p>(協議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
6.9.19	第14回 臨時会	<p>(協議) 1 職員の給与等に関する報告及び勧告について 2 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて</p>
6.9.25	第15回 臨時会	<p>(議案) 第1号 職員の給与等に関する報告及び勧告について 第2号 職員の給与等に関する報告及び勧告に係る委員長談話について</p> <p>(協議) 1 令和6(措)第1号事案の判定(案)について</p> <p>(その他) 1 職員団体等からの申し入れについて 2 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6.10.7	第16回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 令和6(措)第1号事案の判定について</p> <p>第2号 令和6年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 令和6年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和6年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 令和6年度福島県市町村立学校事務職員(高校卒程度)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 令和6年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>第7号 令和6年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第2回)の受験申込状況について</p>
6.10.28	第17回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県職員(職務経験者)採用候補者試験第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(協 議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(報 告)</p> <p>1 特例業務による超過勤務命令実績について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p> <p>2 令和6年度委員公所調査の訪問先等について</p>
6.11.6	第18回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第2回)第1次試験の合格者の決定について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和6年度勤務条件実態調査の結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 人事委員会勧告の全国状況について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
6.11.12	第19回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 不利益処分についての審査請求の受理について</p> <p>第2号 不利益処分についての審査請求に係る審理委員の指名について</p> <p>第3号 令和6年度福島県職員(資格免許職)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和6年度福島県職員(高校卒程度)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第5号 令和6年度福島県市町村立学校栄養職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第6号 令和6年度福島県市町村立学校事務職員採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
6.12.3	第20回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 令和6年度福島県職員(職務経験者)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>第3号 令和6年度福島県警察官(警察官A)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について</p> <p>第4号 令和6年度福島県警察官(警察官B)採用候補者試験の合格者の決定について</p> <p>(協議)</p> <p>1 試験制度の見直しについて</p> <p>(報告)</p> <p>1 解雇予告除外認定の専決処理について</p>
6.12.6	第21回 定例会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第2号 令和6年度福島県職員(大学卒程度)採用候補者試験(第2回)の合格者の決定について</p>
6.12.18	第22回 臨時会	<p>(議案)</p> <p>第1号 職員団体の登録について</p> <p>第2号 試験制度の見直しについて</p> <p>第3号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 宿日直手当額の改定について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7. 1. 30	第 2 3 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正について</p> <p>第 2 号 職員の採用試験に関する規則の一部改正について</p> <p>第 3 号 令和 7 年度福島県職員等採用候補者試験の実施について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>(その他)</p> <p>1 裁決に対する再審請求について</p> <p>2 合否判定基準について</p> <p>3 令和 7 年度事業計画について</p> <p>4 委員会等の開催日程について</p>
7. 2. 14	第 2 4 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員に関する条例の制定に係る意見の申出について</p> <p>第 2 号 令和 7 年度に実施する県職員（大学卒程度（先行実施枠））採用候補者試験の試験種目及び専門試験の出題分野について</p> <p>第 3 号 令和 7 年度に実施する警察官採用候補者試験の試験種目及び教養試験の出題分野について</p> <p>第 4 号 勤務条件に関する措置要求の却下について</p> <p>第 5 号 解雇予告除外認定について</p> <p>(協 議)</p> <p>1 裁決に対する再審請求の却下について</p> <p>(その他)</p> <p>1 採用候補者試験における 1 次合格決定適正倍率について</p>
7. 2. 25	第 2 5 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 裁決に対する再審請求の却下について</p> <p>第 2 号 職員の採用選考について</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>
7. 3. 13	第 2 6 回 定 例 会	<p>(議 案)</p> <p>第 1 号 職員の採用選考について</p> <p>第 2 号 一般職の任期付職員の採用について</p>

開催年月日	回数及び定例会・臨時会の別	議 題
7.3.28	第27回 定例会	<p>(議 案)</p> <p>第1号 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第2号 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第3号 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第4号 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部改正について</p> <p>第5号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>第6号 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正について</p> <p>第7号 給料の特別調整額の支給額について</p> <p>第8号 特勤勤務手当等に係る支給対象現場事務所について</p> <p>(報 告)</p> <p>1 令和6年度労働基準監督機関としての臨検の実施結果について</p> <p>2 公文書開示請求の専決処理について</p> <p>3 令和7年度福島県職員(大学卒程度(先行実施枠))採用候補者試験の受験申込状況について</p> <p>4 不利益処分についての審査請求の取下げについて</p> <p>(その他)</p> <p>1 委員会等の開催日程について</p>

第 2 総務関係業務

1 保有個人情報の開示等の状況

(1) 保有個人情報の開示の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、令和6年度に行った保有個人情報の開示状況は、次のとおりである。

福島県警察官（警察官A）採用候補者試験（第1回）に係る試験結果 2件
 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験（第2回）に係る試験結果 1件

(2) 受験者本人への成績提供の状況

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、令和6年度に行った受験者本人への成績提供の状況は以下のとおりである。

試験区分	第 1 次 試 験				第 2 次 試 験				合 計		
	提供期間	対象者	提供 件数	提供率%	提供期間	対象者	提供 件数	提供率%	対象者	提供 件数	提供率%
大学卒程度 うち行政事務	6. 6. 26～	48	3	6. 3	6. 8. 20～	315	139	44. 1	363	142	39. 1
	6. 7. 25	24	2	8. 3	6. 9. 19	195	89	45. 6	219	91	41. 6
大卒（先行） うち行政事務	6. 4. 24～	256	12	4. 7	6. 6. 12～	83	31	37. 3	339	43	12. 7
	6. 5. 23	255	11	4. 3	6. 7. 11	66	27	40. 9	321	38	11. 8
大学卒程度 （第2回）	6. 11. 7～				6. 12. 9～						
	6. 12. 6	12	2	16. 7	7. 1. 8	12	2	16. 7	24	4	16. 7
資格免許職	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	2	0	0. 0	6. 12. 12	4	0	0. 0	6	0	0. 0
高校卒程度 うち行政事務	6. 10. 8～	38	2	5. 3	6. 11. 13～	52	20	38. 5	90	22	24. 4
	6. 11. 7	18	1	5. 6	6. 12. 12	27	14	51. 9	45	15	33. 3
職務経験者	6. 10. 29～				6. 12. 4～						
	6. 11. 28	67	16	23. 9	7. 1. 6	60	14	23. 3	127	30	23. 6
警察官A （第1回）	6. 6. 5～6. 7. 4（但し、共同 試験受験者は7. 1. 6～7. 2. 5）	14	1	7. 1	6. 8. 20～						
					6. 9. 19	130	27	20. 8	144	28	19. 4
警察官A （第2回）	6. 10. 8～				6. 12. 4～						
	6. 11. 7	3	0	0. 0	7. 1. 6	17	5	29. 4	20	5	25. 0
警察官B	6. 10. 8. ～6. 11. 7（但し、共同 試験受験者は7. 3. 17～7. 4. 16）	10	1	10. 0	6. 12. 4～						
					7. 1. 6	127	37	29. 1	137	38	27. 7
学校栄養	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	9	1	11. 1	6. 12. 12	3	3	100. 0	12	4	33. 3
学校事務	6. 10. 8～				6. 11. 13～						
	6. 11. 7	17	1	5. 9	6. 12. 12	28	12	42. 9	45	13	28. 9
合 計		476	39	8. 0		831	290	34. 9	1, 307	329	25. 2

2 公文書の開示状況

福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号）第12条第1項の規定に基づき、令和6年度に行った公文書の開示状況は、次のとおりである。

開示決定日	決定内容	不開示の理由
6. 4. 23	不開示	<ul style="list-style-type: none"> ・法人より公にしないとの条件で提供を受けた情報であって、当該情報を公にすることにより、法人の利益を害するおそれがあるため。 ・公にすることにより、公正かつ円滑な試験の実施に支障を及ぼすおそれがあるため。
7. 3. 17	一部開示	<ul style="list-style-type: none"> ・個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるため。 ・県の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあるため。 ・県の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

3 条例案に対する意見の提出

地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、令和6年度中に、県議会から意見を求められた条例案及び当該条例案に対する本委員会の意見の内容は、次のとおりである。

意見提出年月日	条 例 案	意 見 の 内 容
6. 6. 18	議案第6号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 議案第15号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
6. 12. 3	議案第14号 福島県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
6. 12. 6	議案第51号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 議案第53号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第54号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第55号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	適当であると認める。
7. 2. 14	議案第33号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 議案第34号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第35号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 議案第36号 福島県旅費条例の一部を改正する条例 議案第37号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第63号 福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例	適当であると認める。

4 総務関係規則等の制定・改廃状況

令和6年度中は総務関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第3 任用関係業務

1 職員採用候補者試験の状況

令和6年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の26区分試験、「資格免許職」試験の1区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「職務経験者」試験の8区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて46区分の試験を実施し、受験申込者総数は1,887名（令和5年度1,711名）、受験者総数は1,506名（令和5年度1,353名）となり、受験申込者総数及び受験者総数ともに前年度を上回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大学卒程度	4月17日	4月17日～5月17日	6月16日	7月4日～11日 7月25日～8月1日	8月20日
大学卒程度（先行実施枠）	2月15日	3月1日～3月21日	4月14日	5月9日～10日 5月15日～17日 5月27日～29日	6月12日
大学卒程度（第2回）	8月22日	9月6日～9月27日	10月27日	11月14日 11月27日	12月9日
資格免許職	4月17日	8月1日～8月23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月5日	11月13日
高校卒程度	4月17日	8月1日～8月23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月5日	11月13日
職務経験者	7月11日	7月22日～8月23日	10月6日	11月16日・17日	12月4日
警察官A（第1回）	2月15日	3月1日～4月5日	5月19日	6月28日～7月3日	8月20日
警察官A（第2回）	7月11日	7月22日～8月23日	9月22日	10月30日・31日	12月4日
警察官B	4月17日	7月22日～8月23日	9月22日	10月28日～31日	12月4日
市町村立学校栄養職員	4月17日	8月1日～8月23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月5日	11月13日
市町村立学校事務職員	4月17日	8月1日～8月23日	9月29日	10月11日～13日 10月31日～11月5日	11月13日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験		競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (7.4.1現在)	
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c		合格者数 (名)	競争倍率 (倍)		
6月試験	行政事務	135	353	247 (75)	70.0	222 (69)	199 (62)	157 (54)	1.6	172	2.1	120 (41)	
	警察事務	10	51	32 (17)	62.7	21 (12)	19 (12)	10 (8)	3.2	4	5.3	10 (8)	
	農業	29	36	28 (13)	77.8	22 (10)	20 (8)	20 (8)	1.4	24	1.3	17 (5)	
	農業土木	13	9	8 (1)	88.9	8 (1)	6 (1)	4 (1)	2.0	8	1.4	4 (1)	
	林業	16	12	8 (4)	66.7	8 (4)	7 (4)	4 (2)	2.0	8	1.8	2 (0)	
	土木	17	15	6 (0)	40.0	6 (0)	6 (0)	6 (0)	1.0	5	2.2	5 (0)	
	建築	5	5	4 (0)	80.0	3 (0)	2 (0)	2 (0)	2.0	3	1.3	2 (0)	
	化学	13	15	12 (2)	80.0	12 (2)	11 (1)	9 (1)	1.3	11	1.8	7 (1)	
	農芸化学	7	17	13 (8)	76.5	13 (8)	13 (8)	7 (5)	1.9	5	1.4	6 (4)	
	薬学	2	6	5 (4)	83.3	5 (4)	3 (2)	3 (2)	1.7	7	1.3	3 (2)	
	畜産	9	11	7 (3)	63.6	6 (3)	5 (3)	5 (3)	1.4	8	1.3	4 (2)	
	水産	5	11	9 (2)	81.8	9 (2)	9 (2)	5 (2)	1.8	1	3.0	4 (1)	
	機械	1	4	2 (0)	50.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	2.0	2	1.5	1 (0)	
	心理	15	21	16 (11)	76.2	13 (8)	12 (7)	8 (7)	2.0	2	3.0	8 (7)	
	福祉	11	16	13 (3)	81.3	12 (3)	10 (2)	8 (2)	1.6	8	2.3	6 (1)	
(小計)	288	582	410 (143)	70.4	361 (126)	323 (112)	249 (95)	1.6	268	2.0	199 (73)		
先行実施枠	行政事務	20	359	329 (135)	91.6	74 (30)	69 (30)	41 (22)	8.0	-	-	23 (13)	
	土木	11	21	20 (0)	95.2	19 (0)	17 (0)	12 (0)	1.7	11	1.6	9 (0)	
	(小計)	31	380	349 (135)	91.8	93 (30)	86 (30)	53 (22)	6.6	11	1.6	32 (13)	
第2回	農業	2	1	1 (0)	100.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1.0	-	-	1 (0)	
	農業土木	10	3	3 (1)	100.0	3 (1)	3 (1)	1 (1)	3.0	-	-	1 (1)	
	林業	4	5	5 (0)	100.0	2 (0)	2 (0)	0 (0)	-	-	-	-	
	土木	9	10	9 (0)	90.0	5 (0)	5 (0)	5 (0)	1.8	-	-	4 (0)	
	建築	1	3	0 (0)	0.0	-	-	-	-	-	-	-	
	化学	4	8	5 (1)	62.5	3 (1)	2 (1)	1 (1)	5.0	-	-	1 (1)	
	畜産	4	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	心理	5	5	3 (1)	60.0	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3.0	-	-	0 (0)	
	福祉	3	2	2 (0)	100.0	1 (0)	1 (0)	0 (0)	-	-	-	-	
(小計)	42	37	28 (3)	75.7	16 (2)	15 (2)	9 (2)	3.1	-	-	7 (2)		
(大学卒程度 計)	361	999	787 (281)	78.8	470 (158)	424 (144)	311 (119)	2.5	279	1.9	238 (88)		
資格免許職	司書	-	-	-	-	-	-	-	-	2	11.5	-	
	栄養士	1	6	6 (6)	100.0	4 (4)	4 (4)	1 (1)	6.0	2	5.0	1 (1)	
	(小計)	1	6	6 (6)	100.0	4 (4)	4 (4)	1 (1)	6.0	4	8.3	1 (1)	
高校卒程度	行政事務	16	60	53 (20)	88.3	35 (13)	31 (10)	25 (9)	2.1	26	2.5	16 (6)	
	警察事務	10	50	42 (27)	84.0	22 (15)	22 (15)	10 (8)	4.2	6	4.7	6 (6)	
	土木	3	7	7 (0)	100.0	7 (0)	6 (0)	4 (0)	1.8	3	1.3	2 (0)	
	(小計)	29	117	102 (47)	87.2	64 (28)	59 (25)	39 (17)	2.6	35	2.8	24 (12)	
職務経験者	行政事務	8	138	118 (39)	85.5	24 (6)	21 (6)	15 (3)	7.9	10	9.1	9 (2)	
	農業	7	15	14 (3)	93.3	13 (2)	13 (2)	9 (2)	1.6	-	-	8 (2)	
	農業土木	8	2	2 (1)	100.0	2 (1)	2 (1)	1 (0)	2.0	1	2.0	1 (0)	
	林業	8	8	8 (2)	100.0	8 (2)	7 (1)	1 (0)	8.0	-	-	1 (0)	
	土木	5	8	5 (0)	62.5	5 (0)	4 (0)	4 (0)	1.3	6	1.3	3 (0)	
	建築	3	3	3 (0)	100.0	3 (0)	3 (0)	3 (0)	1.0	1	1.0	2 (0)	
	薬学	1	1	1 (0)	100.0	1 (0)	1 (0)	0 (0)	-	-	-	-	
	心理	6	10	10 (4)	100.0	10 (4)	9 (3)	4 (3)	2.5	4	1.3	4 (3)	
(小計)	46	185	161 (49)	87.0	66 (15)	60 (13)	37 (8)	4.4	22	5.0	28 (7)		
県職員合計		437	1,307	1056 (383)	80.8	604 (205)	547 (186)	388 (145)	2.7	340	2.3	291 (108)	
警察官	警察官A (第1回)	男性・一般	45	218	154	70.6	137	98	47	3.3	63	3.7	16
		女性・一般	15	74	52 (52)	70.3	49 (49)	32 (32)	17 (17)	3.1	23	3.3	9 (9)
		(小計)	60	292	206 (52)	70.5	186 (49)	130 (32)	64 (17)	3.2	86	3.6	25 (9)
	警察官A (第2回)	男性・一般	10	33	18	54.5	16	13	6	3.0	3	4.7	5
		女性・一般	5	10	7 (7)	70.0	6 (6)	5 (5)	4 (4)	1.8	2	4.5	4 (4)
	(小計)	15	43	25 (7)	58.1	22 (6)	18 (5)	10 (4)	2.5	5	4.6	9 (4)	
	警察官B	男性・一般	45	132	113	85.6	98	92	48	2.4	61	2.2	41
女性・一般		15	47	42 (42)	89.4	38 (38)	36 (36)	19 (19)	2.2	20	2.2	17 (17)	
(小計)		60	179	155 (42)	86.6	136 (38)	128 (36)	67 (19)	2.3	81	2.2	58 (17)	
警察官合計	135	514	386 (101)	75.1	344 (93)	276 (73)	141 (40)	2.7	172	3.0	92 (30)		
市町村立学校栄養		1	13	13 (12)	100.0	4 (3)	4 (3)	1 (0)	13.0	3	5.0	1 (0)	
市町村立学校事務		17	53	51 (35)	96.2	34 (22)	29 (19)	20 (15)	2.6	19	2.2	14 (11)	
(総合計)		590	1,887	1,506 (531)	79.8	986 (323)	856 (281)	550 (200)	2.7	534	2.5	398 (149)	

注 表中の () 内の数字は、女性の内数。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 木 農 業 土 木 林 業 土 木 土 建 化 学 畜 産 学 水 産 学 機 械	次のいずれかに該当する人 1 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 2 平成15年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する人 1 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する人と同等の資格があると認める人 2 平成15年4月2日以降に生まれた人で、1の(1)又は(2)に該当する人
	薬 学	薬剤師の免許を有する人又は取得見込みの人で、次のいずれかに該当する人 1 平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた人 2 平成13年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	心 理	平成元年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において心理学を専修する学科を修めて卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 2 人事委員会が1に相当すると認める課程を修めて卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 3 公認心理師の資格を有する人又は取得見込みの人
	福 祉	平成元年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した人又は令和7年3月末日までに修了見込みの人 4 人事委員会が1、2又は3に該当する人と同等の資格があると認める人

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 (先行実施枠)	次のいずれかに該当する人 1 平成7年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人 2 平成15年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 (1) 大学を卒業した人又は令和7年3月末日までに卒業見込みの人 (2) 人事委員会が(1)に該当する人と同等の資格があると認める人
	土 木 (先行実施枠)	平成元年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人 1 大学において土木に関する専門課程を修めて卒業した人で、令和6年4月1日において大学を卒業又は大学院を修了した日の翌日から起算して5年を経過していない人 2 大学において土木に関する専門課程を修めて令和7年3月末日までに卒業見込みの人 3 人事委員会が1又は2に該当する人と同等の資格があると認める人
資 格 免 許 職	司 書	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、司書（図書館法によるものに限る）の資格を有する人又は取得見込みの人
	栄 養 士	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
高 校 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 土 木	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和7年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）
職 務 経 験 者	行 政 事 務 農 業 土 木 農 林 土 木	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和6年7月末日時点)有する人
	建 築	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和6年7月末日時点)有する人 3 一級建築士の免許を有する人
	薬 学	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和6年7月末日時点)有する人 3 薬剤師の免許を有する人
	心 理	次のすべての要件を満たす人 1 昭和39年4月2日以降に生まれた人 2 職務経験を5年以上(令和6年7月末日時点)有する人 3 公認心理師の資格を有する人
警 察 官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	平成3年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業した人若しくは令和7年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	平成3年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人若しくは令和7年3月末日までに卒業見込みの人又は人事委員会がこれらの人と同等の資格があると認める人を除く。）

	受 験 資 格
市町村立学校 栄養職員	平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、栄養士の免許を有する人又は取得見込みの人
市町村立学校 事務職員	平成15年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（大学を卒業した人又は令和7年3月末日までに大学を卒業見込みの人を除く。）

2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和6年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和6年度における採用選考の状況

給料表	任命権者		知事	教育委員会	警察本部	その他	計
	標準的な職						
行政職	部（局）長		1				1
	部（局）次長（参事）						
	課長		5	4	1		10
	副課長						
	主任主査（課長補佐）						
	主査（係長）		2	1			3
	上級係員		9	1	1	1	12
	係員		22		3		25
	計		39	6	5	1	51
公安職	警視				9		9
	警部				12		12
	警部補				1		1
	巡査部長				15		15
	巡査				22		22
	計				59		59
研究職	部次長						
	課長						
	副課長						
	主任主査						
	主査						
	上級係員						
	係員		2		1		3
	計		2		1		3

給料表	標準的な職	任命権者				計
		知事	教育委員会	警察本部	その他	
医療職(一)	部次長					
	課長	1				1
	副課長					
	主任主査				1	1
	主査	1			12	13
	係員					
	計	2			13	15
医療職(二)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査					
	上級係員	2				2
	係員	4				4
	計	6				6
医療職(三)	課長					
	副課長					
	主任主査					
	主査	1				1
	上級係員				10	10
	係員	3			3	6
	計	4			13	17
事務職	主任主査					
	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
医療職	主査					
	上級係員					
	係員					
	計					
教育職	主任主査		3			3
	主査		16			16
	計		19			19
合計		53	25	65	27	170

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

3 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

(1) 総合案内パンフレット及びポスターの作成

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（6,000部）を作成し、各大学・高校等に配布するとともに、事務局、地方振興局、県外事務所等において随時配布した。

また、ポスターを作成し、受験申込受付期間中に首都圏及び県内等の主要駅に掲出した。

(2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員セミナー」を対面・オンラインのいずれでも参加可能な形式で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者73名）

イ 「県職員（大学卒程度）採用試験説明会」、「県職員（資格免許職・高校卒程度）・警察官等採用試験説明会」及び「県職員（職務経験者）採用試験説明会」をオンラインで開催した。（3回、参加者257名）

ウ 就職活動を開始したばかりの大学3年生等を対象に、福島県職員の仕事の様子や雰囲気を経験し、理解を深めてもらい、将来の就職先の選択肢として志望意欲を高める目的で、福島県職員の業務の概要や若手職員の体験談の説明、県庁見学等を内容とした「福島県庁1Dayセミナー」を対面及びオンラインで開催した。（1回、参加者47名）

エ 県が行う事業や課題解決に対する取組について、事業立案におけるプロセスを交えた仕事紹介を行い、参加者との対話や参加者同士のディスカッションができる説明会「福島県庁ジョブトーク」を対面及びオンラインで開催した。（4回、参加者27名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を対面・オンラインのいずれでも可能な形式で実施した。（参加者33名）

カ 福島大学で、職務内容等に関する説明会を対面及びオンラインで開催した。（参加者104名）

キ 県内外の大学等の合同説明会等（対面又はオンライン）に参加し、採用試験や職務内容等に関する説明を行った。（延べ8校、参加者123名）

(3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業等主催の合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（14回、参加者199名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトへの情報掲載したほか、民間企業が提供している求人プラットフォームを活用し、求人情報を全国の大学等へオンライン配信した。

(4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ SNS（X）を活用した広報

ウ テレビ、新聞等による広報

エ スーパー等へのチラシ配置

オ SNS（Instagram）を活用した広告の出稿

4 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和6年度中に公布された任用関係の人事委員会規則等は、次のとおりである。

(1) 規則

○ 職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
6. 7. 2	第12号	6. 7. 2	○ 福島県職員（職務経験者）採用候補者試験に「農業」及び「林業」の区分試験を追加した。
7. 2. 4	第1号	7. 2. 4	○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験に「農業（先行実施枠）、農業土木（先行実施枠）、林業（先行実施枠）、建築（先行実施枠）、畜産（先行実施枠）」の区分試験を追加した。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験「土木（先行実施枠）」の受験資格を改めた。 ○ 福島県職員（大学卒程度）採用候補者試験に「農業（特別募集）、農業土木（特別募集）、林業（特別募集）、土木（特別募集）、建築（特別募集）、化学（特別募集）、農芸化学（特別募集）、薬学（特別募集）、畜産（特別募集）、水産（特別募集）、機械（特別募集）、心理（特別募集）、福祉（特別募集）」の区分試験を追加した。 ○ 福島県職員（高校卒程度）採用候補者試験に「農業土木」を追加した。 ○ 福島県職員（職務経験者）採用候補者試験の受験資格、試験種目及び試験の程度を改めた。 ○ 警察官B（第1回）の受験資格を改めた。 ○ 規則第13条に規定されている実施しない採用試験又は区分試験の告知の規定を削除した。

第4 給与関係業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、令和6年10月2日、議会及び知事に対して、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定について勧告したが、その概要は次のとおりである。

報 告

I 人事委員会による報告・勧告制度の概要

人事委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づき、中立かつ専門的な人事機関として、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等に関し調査研究を行い、その結果を報告するとともに、講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に対し勧告することとされている。

この勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した、適正な職員の給与、勤務時間その他の勤務条件等を確保するためのものである。

II 職員の給与

職員の給与は、生計費や国・他の地方公共団体の職員及び民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないとされており、これらに関する本年の状況及び職員の給与改定等に関する検討結果は、次のとおりである。

1 職員給与の状況

本委員会は「令和6年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況について調査を行った。

調査対象職員の総数は、本年4月1日現在22,495人であり、うち行政職給料表が適用される職員数は5,285人（23.5%）である。また、職員の平均給与月額が396,061円（平均年齢43.0歳）であり、うち行政職給料表が適用される職員の平均給与月額は363,673円（平均年齢41.4歳）である。

2 民間給与の状況

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、本年も人事院と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上である県内の866の民間事業所（母集団事業所）のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した174事業所を対象に「令和6年職種別民間給与実態調査」を実施した。

調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者及び教員、医師等について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査した。また、民間事業所において昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）についても調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

主な調査結果は次のとおりである。

ア 給与改定の状況

一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は64.3%（昨年45.8%）となっている。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.2%（昨年83.8%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は36.6%（同36.9%）、減額となっている事業所の割合は1.5%（同1.6%）となっている。

イ 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で54.3%（昨年50.1%）、高校卒で54.8%（同48.8%）となっている。そのうち初任給が増額となっている事業所は、大学卒で75.3%（同55.0%）、高校卒で77.5%（同56.3%）、初任給が据置きとなっている事業所は、大学卒で24.7%（同44.3%）、高校卒で22.5%（同43.3%）となっている。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本年の「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員においては行政職給料表適用者、民間においてはこれに類似すると認められる職種の者について、職種、役職段階、年齢など給与決定要素を同じくすると認められる者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、職員の給与が民間給与を10,334円（2.80%）下回った。

(2) 特別給

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）と民間における昨年8月から本年7月までの1年間に支給された特別給（ボーナス）との比較を行った。

その結果、民間のボーナスの年間支給割合は、所定内給与月額4.58月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.45月分）が民間の特別給を0.13月分下回った。

4 物価及び生計費

本年4月時点の民間における物価等の動向は次のとおりであり、こうした状況の下で本年の民間給与の改定が行われているものと考えられる。

特に、物価については、原材料価格や燃料価格の上昇、円安の影響などにより、継続して上昇していることから、引き続き状況を注視していく必要がある。

(1) 物価

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べて全国で2.5%、福島市で3.4%増加している。

(2) 生計費

本委員会が「家計調査」（総務省）を基礎に算定した本年4月における福島市の標準生計費は、次のとおりである。

1人	2人	3人	4人	5人
112,670円	140,970円	173,080円	205,190円	237,320円

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月8日、国会及び内閣に対して、国家公務員の給与、公務員人事管理に関する報告を行うとともに、給与の改定に関する勧告を行った。そのうち、給与に関する報告及び勧告の概要は次のとおりである。

(1) 民間給与との比較による給与改定

ア 月例給

(ア) 月例給については、本年4月分の国家公務員の給与が民間給与を11,183円（2.76%）下回っていることから、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である俸給を引き上げることとした。

(イ) 引上げは、人材確保の観点等を踏まえ、大卒者に係る初任給について23,800円、高卒者に係る初任給について21,400円引き上げることとした。

また、若年層に特に重点を置くとともに、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸

にも重点を置いた引上げ改定を行う。その他の職員が在職する号俸については、改定率を通減させつつ引上げ改定を行うこととした。

イ 特別給

特別給については、公務の年間の平均支給月数が民間の支給実績（支給割合）を0.1月分下回っていることから、民間の支給状況に見合うよう引き上げることとし、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとした。

ウ 初任給調整手当

国の医療施設に勤務する医師に対する初任給調整手当について、医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定を行うこととした。

エ 寒冷地手当

(ア) 民間における同種手当の支給額が公務を11.3%上回っていたことから、寒冷地手当の支給月額を11.3%引き上げることとした。

(イ) 新たな気象データに基づき、支給地域を改定することとした。

(ウ) 寒冷地手当を支給することが権衡上必要であると認められる官署に勤務する職員の寒冷地手当の支給には、職員の居住地に関する要件が設けられているが、同一の官署に勤務する職員間で不均衡が生じているとの意見があること等を踏まえ、当該要件を廃止することとした。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）のための改正

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するため、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」（以下「給与制度のアップデート」という。）として、様々な側面から包括的な見直しを行い、時代の要請に即した給与制度への抜本的な転換を図ることとした。

ア 俸給表及び俸給制度

採用市場における給与面での競争力向上を実現するため、初任給や若年層の俸給月額を大幅に引き上げることとした。

係長級以上から本府省課長補佐級までの職員を対象とする職務の級では、各級の初号の俸給月額を引き上げ、若手・中堅の優秀者層が早期に昇格した場合のメリット（昇格に伴う俸給月額の増加額）の設定を見直すこととした。また、本府省課室長級の職員を対象とする級では、これらの職員の役割に重さに見合った処遇とするため、俸給水準や号俸構成を抜本的に見直し、職務や職責を重視した俸給体系とすることとした。

あわせて、役職段階に応じた各職員層において、個々の職員の能力・実績をより適切に反映できるように、昇給制度を見直すこととした。

イ 諸手当等

(ア) 地域手当

地域の民間賃金の状況を反映させるため、級地区分及び支給割合等を見直すこととした。

その際、級地区分を設定する地域の単位を広域化するとともに、級地区分を7区分から5区分に再編することとした。

あわせて、異動等により地域手当の支給割合が下がる場合の変動を緩和する措置（異動保障）を3年に延長することとした。

(イ) 扶養手当

配偶者の働き方に中立な制度に向かう社会状況の変化に対応するとともに、子を有する職員に対する生計費の補填を充実するため、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引き上げることとした。

(ウ) 通勤手当

民間の通勤手当の状況を踏まえ、手当の支給限度額を、新幹線等の特別料金等の額を含めて1か月当たり150,000円に引き上げることとした。

また、新幹線等の利用により通勤時間が片道30分以上短縮されることを求める要件を廃止することとした。

(エ) 単身赴任手当

様々なニーズに対応するため、採用に伴い単身赴任手当の支給要件を満たした職員に対しても手当を支給することとした。

(カ) 管理職員特別勤務手当

管理職員の勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、超過勤務手当が支給されない管理職員が平日深夜に勤務した場合に支給される手当の対象時間帯を午後10時から午前5時までとすることとした。

また、勤務実態を踏まえ、指定職俸給表適用職員、専門スタッフ職俸給表適用職員（2級以上）、特定任期付職員及び任期付研究員（招へい型）に対し、新たに平日深夜に係る手当を支給することとした。

ウ 勤勉手当

(ア) 成績率

特に高い業績を挙げた者に対してより高い水準の処遇が可能となるよう、勤勉手当の成績率の上限を引き上げ、最大で平均支給月数の3倍の手当を支給することを可能とした。

(イ) 特定任期付職員

特定任期付職員業績手当を廃止し、新たに勤勉手当を支給することとした。

エ 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

地域手当（異動保障など特例的に支給されるもの）、住居手当、特地勤務手当、寒冷地手当等を支給することとした。

6 本年の給与の改定等

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則（情勢適応の原則（第14条）及び均衡の原則（第24条））に基づき、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮しつつ、職員給与と民間給与の均衡を図ることを基本として勧告を行ってきたところである。

このことを踏まえて上記1から5までの状況を総合的に勘案した結果、本委員会としては、本年の給与の改定について以下のとおりとすることが適当と判断した。

(1) 民間給与との比較による給与改定等

ア 月例給

月例給については、本年4月時点で職員給与が民間給与を10,334円（2.80%）下回ったことから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、基本的な給与である給料月額を引き上げることとする。

行政職給料表については、人事院勧告の内容を考慮し、若年層に特に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形ですべての級において引き上げ改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定を行う。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて、職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施する。

イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対する初任給調整手当については、人事院勧告に準じて上限額の引上げを行い、本年4月に遡及して実施する。

ウ 特別給（期末手当及び勤勉手当）

特別給については、職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数が、昨年8月から本年7月までの1年間における民間のボーナスの支給割合を下回ったことから、民間の支給割合に見合うよう、職員の年間の支給月数を0.15月分引き上げ、4.60月分とする。

支給月数の引上げ分は、民間のボーナスの支給状況等を考慮して、期末手当に0.05月分を、勤勉手当に0.1月分を配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数を引き上げ、令和7年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期でそれぞれ均等になるよう配分することとする。

また、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月分引き上げるとともに、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当の支給月数を0.1月分引き上げることとする。

エ 寒冷地手当

寒冷地手当については、人事院勧告に準じて支給月額を引き上げる。

また、人事院は、気象庁から新たな気象データが提供されたことに伴い、支給地域の改定を行ったことから、本県においても、人事院勧告の内容を考慮して改定を行う。

さらに、寒冷地手当を支給することが権衡上必要であると認められる公署に勤務する職員の居住地に関する要件については、人事院勧告の内容に準じ、当該要件を廃止する。

支給月額の変更は本年4月に遡及し、その他の改定は令和7年4月1日から実施する。

オ 宿日直手当

宿日直手当については、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定する必要がある。

(2) 給与制度のアップデートのための改正

本委員会は、昨年の人事委員会報告において、給与制度のアップデートについて、国及び他の都道府県の動向等を注視しながら給与制度の整備について検討する必要がある旨、報告を行った。

本年、人事院では、人材の確保や組織のパフォーマンスの向上等を目的とした給与制度のアップデートについて、勧告を行ったところである。

本県においては、「地方公務員の給与制度のあり方に関する研究会報告書（平成18年3月）」で提言された、給与制度（給料表の構造や手当の種類・内容等）は、国の制度を基本とし、給与水準は地域の民間給与をより重視して均衡の原則を適用すべきであるという考え方に基づき、国の俸給表に一定率を乗ずることを基本とした給料表を作成している。

そのため、本年、人事院が勧告した俸給表（昇給制度含む）及び諸手当の見直しは給与制度に関わる部分であり、以下のとおり見直しを実施する必要がある。

ア 給料表及び昇給制度

(ア) 行政職給料表の適用を受ける職員

a 給料表

(a) 行政職給料表3級～7級

各級の初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額を引き上げる。新たな給料表に移行する際にカットされる号給に在職する職員は、当該級の新しい初号に切り替える。

(b) 行政職給料表8級～10級

各級の初号の給料月額を引き上げつつ上下の隣接する職務の級間での給料月額の重なりを解消することにより、昇格メリット（昇格に伴う給料月額の増加額）を拡大する。また、現行の号給を大きくくり化することによって、各級を給料月額の刻みの大きい簡素な号給構成とする。新たな給料表に移行する際、既に8級から10級までの職務の級に在職している職員は、直前に受けていた給料月額と同額又は直近上位の額の新たな号給に切り替えることを基本としつつ、拡大後の昇格メリットと同様の効果を受けられるよう所要の調整を行う。

b 昇給制度

行政職給料表8級以上の職員の昇給は、人事評価に基づく勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

(イ) 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員

すでに職務に応じた簡素な給料体系となっている任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表を除き、行政職給料表との均衡を基本に、前記(ア)に相当する見直しを行う。この場合において、前記(ア) a (b)及びbの措置の導入対象となる給料表及び職務の級は図表10に示すとおりとする。

図表10 行政職給料表8級から10級までと同様の見直しを行う
給料表及び職務の級

給料表	職務の級
公安職給料表	9級～10級
研究職給料表	5級
医療職給料表（一）	4級

イ 諸手当

(ア) 地域手当

地域手当については、人事院勧告に準じて級地区分及び支給割合を改定する必要がある。

なお、令和7年度から令和9年度までの間における地域手当の支給割合は、人事委員会規則で定める割合とする。

また、給与条例附則第13項及び第14項に規定する異動保障の期間及びその期間における地域手当の支給割合については、人事院勧告に準じた改定を行う必要がある。

(イ) 扶養手当

扶養手当については、人事院勧告の内容に準じて配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る手当額の引上げを行う必要がある。

なお、受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、人事院勧告に準じて2年をかけて実施する必要がある。

(ロ) 通勤手当

通勤手当については、支給限度額を引き上げるとともに新幹線鉄道等に係る支給要件を緩和する人事院勧告の内容を考慮して改定を行う必要がある。

(エ) 単身赴任手当

単身赴任手当については、人事院勧告に準じて採用時からの支給を可能とする改定を行う必要がある。

(オ) 管理職員特別勤務手当

管理職員特別勤務手当については、人事院勧告の内容を考慮して平日深夜に係る手当の支給対象時間帯を拡大する改定を行う必要がある。

また、特定任期付職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第3条第1号に規定する任期付研究員（以下「任期付研究員（招へい型）」という。）に対し、新たに平日深夜に係る手当を支給する必要がある。

(カ) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

定年前再任用短時間勤務職員等に対する諸手当については、人事院勧告の内容を考慮して、新たに給与条例第9条の3に規定する地域手当、特地勤務手当（同手当に準ずる手当を含む。）及び寒冷地手当を支給する必要がある。

特地勤務手当に準ずる手当については、令和7年4月1日以降の異動等から適用する。

ウ 勤勉手当

(ア) 勤勉手当の成績率

勤務成績に応じて支給される勤勉手当については、成績率の上限を引き上げる人事院勧告の内容を考慮して改定する必要がある。

(イ) 特定任期付職員

特定任期付職員のボーナスについては、人事院勧告の内容を考慮して期末手当と勤勉手当から成る構成に改め、特定任期付職員業績手当を廃止する必要がある。

エ 実施時期等

(ア) 改定の実施時期

上記(2)の改定は、令和7年4月1日から実施する。

(イ) その他所要の措置

本年の勧告の実施に伴い、所要の措置を講ずる。

(3) その他の課題

ア 通勤手当

通勤手当については、最近のガソリン価格の変動など職員の通勤実情等を踏まえ、手当額について検討する必要がある。

イ 公立学校教員の給与

国において、教職調整額の水準の引上げ、新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善など、教員の処遇改善に向けた検討が進められている。

こうした国の動向を注視するとともに、他の都道府県との均衡を考慮しながら公立学校教員の給与の見直しについて検討する必要がある。

Ⅲ 人事管理の課題

社会の急速な変化により行政課題が複雑化・多様化する中で、福島県の公務の仕事は、県民全体の奉仕者としての自覚や「福島県をより良くしたい」という情熱と意欲を持って挑戦し続けることができる職員により支えられなければならない。

しかしながら、人口減少による影響は公務における人事管理にも大きな影響を及ぼしつつある。特に、人材の確保は大きな課題となっており、採用試験制度をはじめとした人材確保策の検討は不断に取り組まなければならない。

一方で、現在勤務する職員の組織に対する誇りや愛着を高めるための取組も重要となっている。職員の意欲向上につながるような人材育成の取組や職員一人一人が心身ともに健康で充実した生活を送りながら、その能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備（長時間労働の是正、仕事と生活の両立支援、多様で柔軟な働き方の実現等）を進めていくことが、これまで以上に求められている。

これらの人事管理の課題について、分析を深めながら解決のための取組を着実に進めていかなければならない。

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

〔採用試験の現状及び課題〕

若年人口の減少が進行する中、民間企業等との人材確保競争は一層激しさを増しており、全国的に公務員志望者は減少の傾向にある。こうした中、本県においては、採用試験の受験者が減少する一方で、採用が多かった世代が退職にさしかかるなどの状況から採用予定者数が増加の傾向にあり、少しでも多くの受験者を確保し、競争倍率の向上を図っていくことが課題となっている。

このため、県職員（大学卒程度）採用候補者試験の行政事務について、令和5年度に第1次試験に東京会場を追加し、令和6年度には先行実施枠を新設するなど、試験制度の見直しを行っているところである。

また、技術系職種では、近年、最終合格者数が採用予定人員に達しない職種が多数に上る状況であり、公務の円滑な運営に支障が生じることのないよう、人材を確保することが大きな課題となっている。

〔試験制度の見直し〕

受験者の確保のため、本委員会においては任命権者との連携のもと、試験制度の検証・見直しに取り組んでいる。

令和6年度の採用試験においては、先述のとおり、大学卒程度に「行政事務（先行実施枠）」を新設したところであり、試験日程を前倒しし、基礎能力検査（SPI3）を導入するなどにより、民間企業等志望者でも受験がしやすい内容で試験を実施している。また、職務経験者試験においても、教養試験を基礎能力検査（SPI3）に変更する、公務員等の経験を職務経験に含めることができるようにするなど、より多くの方が受験しやすくなるよう見直しを行ったところである。

若年人口の減少が進行する現状において、新規学卒者の採用は今後より困難になっていくものと想定されることから、引き続き、職務経験者試験の拡充などを含め、試験全体の結果を検証しながら、必要な見直しに着手していく必要がある。

また、公務員の採用試験の日程等が多様化し、様々な団体の試験を併願受験することが可能となっている現状を踏まえ、任命権者においては、内定辞退防止策の強化にも積極的に取り組んでいくことが望まれる。

〔仕事や職場の魅力の向上及び発信〕

採用選考における民間企業等との競合が厳しさを増す現状にあつては、根本的な県職員の仕事や職場の魅力の向上が重要である。任命権者においては、現在進めている働き方改革や業務効率化に関する取組をより進展させ、一人一人の職員がいきいきと能力を発揮できる環境の整備に努めなければならない。

本来、福島県職員の仕事は、福島県全域をフィールドとし、多様化する幅広い行政課題に挑戦することができる、やりがいのある仕事である。こうした仕事のやりがいや職場の魅力を具体的に伝えることができるよう、インターンシップをはじめ、各種説明会等の機会を設けるとともに、福島県職員にあまり関心がない層にも届くよう、SNSなども効果的に活用して情報を発信していく必要がある。

〔高齢期職員の活用〕

定年の段階的な引上げが開始され、60歳以降の働き方については多様な選択が可能となったところであるが、眼前の採用を巡る厳しい環境を踏まえると、少しでも多くの職員に、引き続き勤務し、培った経験・能力を県政に活かしてもらう必要がある。任命権者においては、60歳以降も継続して勤務する職員に対し、本人の意向、知識・経験等を丁寧に確認したうえで配置を検討する、モチベーション維持に関する研修を新たに実施するなど、勤務しやすい環境整備を進めているところであり、こうした取組について、職員に積極的に周知するなどにより、高齢期職員の活用をより進めていかなければならない。

〔障がい者の雇用〕

障がい者雇用の促進については、各任命権者において、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を踏まえ、適正な選考を実施するとともに、障がいのある職員がその特性や個性に応じて能力を発揮して活躍できるよう、それぞれの障がいに応じた合理的配慮を行うなど、引き続き職場環境の整備に努めていくことが重要である。

(2) 人材の育成

〔若手職員の育成〕

行政課題が複雑化・高度化する中、行政サービスの質を維持・向上させていくためには、職員の意識・能力の向上に積極的に取り組んでいく必要がある。また、人材の確保が困難なことに加え、人材の流動化が進む現在の社会状況においては、人材の定着が図られるよう、採用後の若手職員へのサポートや育成の重要性が増していくものと考えられる。

任命権者においては、体系的な基本研修のほか、新採用職員サポート制度による丁寧な支援、管理職員向けのOJT研修の実施などにより、OJT（職場研修）の活性化に努めているところであるが、引き続き、若手職員が職場へ速やかに適応し、業務遂行能力を早期に発揮できる環境づくりを進めていく必要がある。

〔中堅職員のやりがいの向上〕

令和5年度に知事部局において実施した職場満足度調査においては、「上級係員・主査」、「入庁後10～19年」、「30～39歳」の職員について、他の属性の職員より満足度が低い結果となった。これらの中堅職員は、県政の中核を担う世代であることから、任命権者においては、調査結果の分析を踏まえ、中堅職員が自分の仕事に誇りややりがいを持ち、意欲高く職務に従事できるよう、業務の見直しや働き方改革を一層進めていく必要がある。

また、各職員が仕事のやりがいを実感できるようになるためには、成果を適切に評価される環境にあることが重要である。管理職員が部下職員との十分なコミュニケーションを図りながら、能力・実績を適正に評価することにより、職員の能力や意欲の向上につなげられるよう、人事評価制度を効果的に活用するなど、取組を充実していくことが望まれる。

〔管理職員の役割〕

情報化の進展等により職務遂行・政策決定のスピードアップが求められる一方で、職員の価値観やライフスタイル等が多様化する中において、業務管理とともに、人材の管理・育成を担う管理職員の役割の重要性が増している。管理職員においては、日々の業務において、職員のやりがいや職務への貢献意欲を高め、一人一人の能力の底上げに当たるとともに、行政のデジタル変革（DX）や働き方改革にも率先して取り組まなければならない。任命権者においては、管理職員に対する研修を充実させるなど、管理職員として求められる能力の伸長に資する取組を進めているところであるが、引き続き、その成果を検証しながら必要な取組を進めていくことが望まれる。

〔女性職員の登用〕

女性職員の登用については、各任命権者において、管理職層に占める女性の割合が年々向上するなど、本県においても積極的に取組が進められているところである。

しかしながら、全国的には本県の女性職員の登用状況は依然として低い水準にあることから、今後も、様々な場面における意思形成過程で女性の参画拡大が図られるよう、より一層取組を進めていく必要がある。

任命権者においては、引き続き、仕事と育児・介護等の両立支援の充実を図り、男女を問わず、職員が働きやすい勤務環境を整備するとともに、性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が解消されるよう、若年時からキャリアパスのモデルを具体的に示すなど、長期的なキャリア形成を意識した人事管理（研修、評価、配置等）により、女性職員の意欲を高め、育成していく必要がある。

2 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や仕事と生活の調和、並びに公務の効率的な運営の観点から極めて重要な課題である。

本委員会の調査によれば、職員の超過勤務は高い水準が続いているものの、令和5年度は一人当たり月平均19.9時間と前年度と比較して1.7時間減少し、また、月100時間以上の超過勤務をした職員数は延べ215人であり前年度比56.6%と大幅に減少した。その要因としては、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類へ移行したことに加え、任命権者における超過勤務縮減のための積極的な取組の成果が窺われるところであるが、本年8月に変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても長時間労働の削減に向けた取組の推進などが引き続き求められている。

本県においても長時間労働の是正に取り組む中、本年6月策定の「令和6年度超過勤務縮減アクションプログラム」においては、部局ごとに月45時間を超えて超過勤務を行った職員の要因分析等を行うとともに、管理職員を中心とした事務事業全体の見直しや業務の再配分、職員の再配置など超過勤務の縮減に向けた対策を講じることとしている。加えて、デジタル変革（DX）推進リーダーの設置や電子決裁の本格導入、ペーパーレスの達成目標の設定などにより行政のデジタル変革（DX）を推進し、一層の業務効率化や業務改善等に取り組むこととしている。

これらの取組を通して、各職員には計画的かつ効率的な事務処理や自身の働き方の見直しなどが求められ、また、管理職員は、職員の勤務実態の的確な把握や業務全体の進行管理を確実に行っていかなければならない。それでもなお恒常的な長時間労働の解消が図られない場合には、任命権者において、業務量に応じた柔軟な職員配置や必要な人員の確保など更なる対応を検討する必要がある。

本委員会としても、労働基準監督機関としての臨検等により、超過勤務上限時間の遵守状況に関する調査を実施し、上限を超えた超過勤務を確認した場合はその是正に向けた取組の報告を求め、さらに一定期間経過後に改善状況の確認を行ってきた。今後も必要な調査・指導等を適切に行い、長時間労働の是正を図っていく。

(2) 教職員の多忙化解消

学校が対応する課題の複雑化・困難化と家庭や地域をめぐる環境の変化の中で教職員の長時間労働は全国的に大きな課題となっており、本県でもその改善に向け、教育委員会において「教職員多忙化解消アクションプランⅠ・Ⅱ」に取り組んできた。昨年度末が取組の終期となったアクションプランⅡでは、時間外勤務時間80時間超の教職員を0%とする目標の達成は一部の職種に留まり、また、時間外勤務時間45時間超の教職員の割合を令和2年度比3分の1とする目標の達成には至らなかったものの、コロナ禍前の令和元年度との比較では、全ての校種において割合が減少するなど一定の成果を上げたところである。

本年2月には、時間外勤務時間の削減に加え教職員が主体的に研さんを重ね、やりがいと達成感を持って働くことを目標に掲げた「教職員働き方改革アクションプラン（令和6年度～令和10年度）」を新たに策定し、スクール・サポート・スタッフの全公立学校への配置や教育課程の見直し、県立学校へのデジタル採点システムの導入など様々な取組により学校の在り方の更なる変革を目指すこととしている。

今後も市町村教育委員会や保護者、地域社会との連携を一層深め、実効性のある取組によって持続可能な教育環境を構築し、児童生徒の健やかな成長と自己実現を図っていくことが求められる。

本委員会としても、臨検等を通して教職員の勤務実態や取組状況の把握に努め、多忙化解消に向けた計画の進捗状況を引き続き注視していく。

(3) 仕事と生活の両立支援

〔仕事と育児等の両立支援〕

職員一人一人がその能力を最大限に発揮しキャリアを形成していくためには、仕事と生活が調和した安心して働き続けられる職場環境の実現が不可欠である。本県においては各種両立支援制度の整備・拡充を順次進めており、本年4月から子育て休暇の名称を子育て・家族看護休暇に改め、看護の対象範囲を子、配偶者又はその他の2親等内の親族にまで拡大し、働きながら家族のための充実した時間をより一層確保することにつなげている。

また、任命権者においては、男性職員の育児参加が当たり前となる県庁の実現を目指し、「仕事・子育て両立プラン」の作成や管理職員を中心とした業務体制の整備などにより、計画的な休暇等の取得に向けて組織全体で取り組んでいる。こうした中で、本委員会の調査によれば、令和5年における男性職員の育児休業取得率は85.8%と前年の44.8%から大幅に上昇し、配偶者出産休暇や育児参加のための休暇の取得率も高い水準であった。任命権者においては、今後も代替職員の確保など支援体制を強化し、任命権者が定める取得率の目標達成に向けた各種取組の更なる推進が求められる。

ライフステージに応じて必要とする両立支援制度を職員が確実に活用できるよう、引き続き任命権者においては制度の周知や職場全体の意識啓発に努め、職員が互いに支え合う環境づくりと柔軟な組織体制の整備に取り組む必要がある。

〔年次有給休暇の取得促進〕

本委員会の調査によれば、令和5年の年次有給休暇取得日数の平均は14.0日であり、任命権者が定めるそれぞれの取得目標を達成した。

しかしながら、その一方で、取得日数が年5日未満の職員も依然として一定数確認されている。労働基準法により企業等の使用者には労働者に対する年5日の年次有給休暇の取得が義務付けられていることを踏まえ、職員の心身の健康保持や公務能率の向上の観点からも、任命権者においては、取得日数が著しく少ない職員についてその原因を明らかにし、改善に努めることにより、確実かつ計画的な取得促進につなげる必要がある。

(4) 多様で柔軟な働き方の推進

本年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」が公布され、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、始業時刻等の変更やテレワーク等の制度を複数措置し、労働者が選択して利用できるようにすることなどが企業等に義務付けられることとなり、公務においても同様に必要な措置の検討が求められる。多様で柔軟な働き方を推進することは、職員の様々な事情に配慮した業務遂行を可能とし、かつ、個人の価値観やライフスタイルが多様化する中で、人材確保の面からも公務職場の魅力向上や人材の定着につながると考えられる。

本県でも任命権者が多様で柔軟な働き方を推進しており、知事部局及び教育委員会において昨年7月に時差出勤を正式導入している。今後も各種制度を適正に運用し、制度の利用促進と定着に努める必要がある。特に、昨年度知事部局が実施した職場満足度調査の結果、在宅勤務の試行が重点改善項目として整理されていることから、現行制度の利活用状況や職員のニーズを踏まえながら勤怠管理や超過勤務の取扱いなど諸課題を整理し、本格導入に向けた検討を進めていく必要がある。

任命権者においては、国及び他の地方公共団体の動向を注視しながら、個人の事情や希望に応じた働き方を尊重し、今後も更なる制度の充実に向けて検討していくことが求められる。

(5) 心身の健康保持

職員が心身ともに健康であることは、職務を執行する上でその能力を十分に発揮するための重要な課題である。

特にメンタルヘルスについては、令和5年度の長期病気休暇等取得者のうち、心の疾病を原因としているものが6割を超えていることから、不調の未然防止、早期発見及び適切な対応、並びに円滑な職場復帰及び再発防止といった各段階に応じた対策を引き続き適切かつ着実に実行していくことが求められる。

また、管理職員は、職場内コミュニケーションの活性化を図ることにより職員が相談しやすい職場づくりに取り組み、職員の健康状態の把握に努める必要がある。加えて、任命権者においては、研修や健康指導等の充実により職員の意識啓発を図るとともに、ストレスチェック集団分析で明らかになった所属の課題を部局などの組織レベルで共有するなど職場環境改善に向けた効果的な取組の推進が必要である。

(6) ハラスメントの防止

任命権者においては、ハラスメント防止対策として管理職員を対象とした研修や相談窓口の設置など必要な措置を講じており、教育委員会では、教職員を対象としたハラスメント調査を実施し、ハラスメントによる被害等の状況把握と問題解決に取り組んでいる。また、近年、社会全体で顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマー・ハラスメント）への対応についても関心が高まっており、公務職場においても組織的な対応が求められるところである。

ハラスメントは個人の人格や尊厳を傷つけるのみならず、公務を支える貴重な人材の損失につながり、周囲の職員にも精神的苦痛を与えるなど公務能率の低下や職場環境の悪化を招く許されない行為である。

本委員会としても相談窓口の周知に加え、関係機関と連携しながら問題の早期解決に向けて必要な対応を行っているところであるが、ハラスメントに関する相談は毎年一定程度寄せられている。任命権者においてはこうした状況を真摯に受け止め、ハラスメント防止に当たり重要な役割を担う管理職員をはじめとした職員全体の意識啓発の徹底と組織的対応によりハラスメントを根絶し、強い意志を持ってあらゆるハラスメントを起こさない職場環境を実現する必要がある。

3 公務員倫理の徹底

県政は県民の信頼のもとに成り立ち、職員には公正で誠実な職務の執行はもとより、高い倫理意識と厳正な服務規律の保持が求められるが、本県においては依然として重大な不祥事案が発生している。

任命権者においては、相次ぐ逮捕事案を受けた再発防止策として、処分基準等の厳格化やグループワーク形式の所属内研修の実施などによる職員の意識啓発、さらには不祥事対策に関して福島県職員倫理審査会等から継続的な検証を受けるなどしながら、組織全体で信頼回復に努めている。

これらの取組を通して、職員は自らの行動が県全体の信用に大きな影響を与えることを十分に認識し、公務員としての強い使命感と揺るぎない規範意識を持ち、真摯に職務に向き合う必要がある。また、任命権者は、職員の法令遵守意識と危機意識の醸成・強化のため、今後もあらゆる機会を捉えて総合的かつ実効性のある取組を継続し、県民の信頼と期待に応えられる組織を確立することが求められる。

IV 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されていることの代償措置として、職員の適正な処遇を確保するために設けられているものであり、情勢適応の原則にのっとった職員の勤務条件の決定方法として定着し、行政運営の安定等に寄与してきている。

本年の勧告は、公民給与の較差を解消するための月例給の引上げと特別給の引上げ等に加えて、人材の確保等の課題に対応するため、給与制度のアップデートとして、給料体系及び諸手当について包括的な見直しを行うものである。

職員は、行政課題が複雑化・多様化する中で、「福島県をより良くしたい」という情熱と意欲を持って、日々職務に精励している。そのような職員の努力や実績に的確に報いていくためにも、職員には、今後とも、社会一般の情勢に適応した処遇が確保される必要があると考える。

議会及び知事におかれては、人事委員会の勧告制度が果たしている役割について深い理解を示され、別紙の勧告どおり実施されるよう要請する。

勸告

本委員会は、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

第1 令和6年4月の民間給与との比較による給与改定等

1 給料表の改定

現行の給料表を別記1（省略）のとおり改定すること。

2 諸手当の改定

(1) 初任給調整手当

医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する支給月額を416,600円とすること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和6年12月期の支給割合

ア 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

期末手当の支給割合を1.275月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.1月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5125月分）とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を1.075月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月分）とし、勤勉手当の支給割合を1.3月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6125月分）とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

期末手当の支給割合を1.775月分とすること。

イ 令和7年6月期以降の支給割合

ア 下記(イ)及び(ウ)以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.7月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

イ 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.25月分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6月分）とすること。

ウ 任期付研究員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.725月分とすること。

(3) 寒冷地手当

ア 支給月額

地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とすること。

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
給与条例第18条第1項第1号の地域	26,000円	14,500円	9,800円
給与条例第18条第1項第2号の地域	19,800円	11,400円	8,200円

イ 居住地に関する要件

職員の給与に関する規則別表第8の2に掲げる地域以外の地域に所在する公署のうちその所在する地域の寒冷及び積雪の度を考慮して同表に掲げる地域に所在する公署との権衡上必要と認められる公署として人事委員会規則で定めるものに在勤する職員に対する寒冷地手当の支給について、同表に掲げる地域又は人事委員会規則で定める区域に居住するものに限る取扱いを廃止すること。

- (4) 宿日直手当
宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ改定すること。

第2 給与制度のアップデートのための改正

1 給料表の改定

(1) 給料表

第1の1による改定後の給料表を別記2（省略）のとおり改定すること。
新給料表への切替は、別記3（省略）の切替要領によること。

(2) 昇給制度

行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員の昇給は、給与条例第4条第3項前段に規定する期間における当該職員の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定すること。

2 諸手当の改定

(1) 地域手当

給与条例附則第13項に規定する地域手当について、支給期間を異動等の日から3年を経過するまでの間とすること。

(2) 扶養手当

配偶者に係る扶養手当を廃止し、子にかかる扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第8条第4項に規定により加算される前の額）を1人につき13,000円とすること。

(3) 単身赴任手当

新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが人事委員会規則で定める基準に照らして困難であるものに対し、単身赴任手当を支給すること。

(4) 管理職員特別勤務手当

ア 管理監督職員、特定任期付職員及び任期付研究員（招へい型）が、災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外に勤務した場合に、管理職員特別勤務手当を支給すること。

イ アの管理職員特別勤務手当の額は、アによる勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額とすること。

(5) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の諸手当

給与条例第9条の3に規定する地域手当、特勤勤務手当、特勤勤務手当に準ずる手当及び寒冷地手当を支給すること。

3 特定任期付職員の改定

(1) 期末手当・勤勉手当

ア 期末手当

令和7年6月期以降の6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.95月分と

すること。

イ 勤勉手当

勤勉手当を支給することとし、令和7年6月期以降の6月及び12月に支給する勤勉手当の総額は、それぞれ、任命権者又はその委任を受けた者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の87.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

(2) 特定任期付職員業績手当

当該手当を廃止すること。

第3 改定の実施時期等

1 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。ただし、第1の2の(2)のアについては令和6年12月1日から、第1の2の(2)のイ、第1の2の(3)のイ、第2、第3の2の(1)及び(2)は令和7年4月1日から実施すること。

2 経過措置等

(1) 扶養手当の月額等の特例措置

ア 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員には、配偶者に係る扶養手当を支給することとし、同手当の月額は3,000円とすること。

イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、子に係る扶養手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、給与条例第8条第4項に規定により加算される前の額）を1人につき11,500円とすること。

(2) 地域手当の支給割合等の特例措置

令和10年3月31日までの間における地域手当の級地の区分及び支給割合については、人事委員会規則で定める級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合とすること。

(3) その他所要の措置

(1)及び(2)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の措置を講ずること。

2 給与関係規則の制定・改廃状況

令和6年度中に公布された給与関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
6. 7. 30	第14号	6. 7. 31	○ 特地勤務手当に準ずる手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象公署を改正した。
6. 12. 24	第15号	6. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。 ○ 初任給調整手当（医師・歯科医師） 条例の改正に伴い、医師及び歯科医師に係る手当額を改正した。
		6. 11. 1	○ 寒冷地手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象公署を改正した。
		6. 12. 1	○ 勤勉手当（成績率） 支給割合の改正に伴い、令和6年12月期の成績率の上限に係る特例を規定した。
7. 3. 31	第3号	7. 4. 1 (給料の特別調整額の改正のうち、警察本部に係る改正規定は7.3.24から適用)	○ 給与制度のアップデートに伴う改正 給与制度のアップデートに伴い、以下の手当等について所要の改正を行った。 ・扶養手当 ・住居手当 ・通勤手当 ・単身赴任手当 ・特地勤務手当等 ・管理職特別勤務手当 ・勤勉手当 ・地域手当 ・義務教育等教員特別手当 ○ 寒冷地手当 新たな気象データに基づき、支給対象となる地域及び人事委員会規則で定める公署を改正した。また、給与条例の改正により人事委員会規則で定める公署に勤務している職員等に係る居住地要件が廃止されたことから、所要の改正を行った。 ○ 給料の調整額 組織改編及び職の新設に伴い、支給対象となる職を改正した。 ○ 給料の特別調整額 組織改編及び職の新設に伴い、支給対象となる職を改正した。

○ 市町村立学校職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
6. 12. 24	第16号	6. 4. 1	○ 給料の調整額 給料表の改定に伴い、調整基本額を改正した。
7. 3. 31	第4号	7. 4. 1	○ 給与制度のアップデートに伴う改正 給与制度のアップデートに伴い、以下の手当等について所要の改正を行った。 ・へき地手当等 ・管理職特別勤務手当 ・義務教育等教員特別手当 ○ へき地手当等 市町村立学校の統廃合に伴い、支給対象学校を改正した。 ○ 寒冷地手当 新たな気象データに基づき、支給対象となる地域及び人事委員会規則で定める学校等を改正した。また、市町村立学校職員給与条例の改正により人事委員会規則で定める学校等に勤務している職員等に係る居住地要件が廃止されたことから、所要の改正を行った。

○ 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
7. 3. 31	第5号	7. 4. 1	○ 号給決定の特例 新たに行政職給料表8級以上相当の職務の級に職員を採用する場合の号給決定の特例を設けた。 ○ 昇給制度 行政職給料表7級相当の職員の標準昇給号給数を「4号給」とするとともに、行政職給料表8級以上相当の職員の昇給は勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとするよう、所要の改正を行った。 ○ 管理職層の降号 行政職給料表8級以上相当の職員を降号する場合の号給数を改正した。 ○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。 ○ 給料表の切替日（R7. 4. 1）における昇格又は降格の特例 切替日に昇格又は降格をした職員の給与制度のアップデートに伴う給料表の切替えについて、特例を設けた。 ○ 切替日前に前倒し採用された者に対する特例 切替日前に前倒し採用された者の切替日における号給について、切替日に採用された場合との均衡を考慮して号給を調整できるよう特例を設けた。 ○ 等級別職務表 組織改編に伴い、等級別職務表を改正した。

○ 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
7. 3. 31	第6号	7. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昇給制度 高等学校教育職給料表及び小学校・中学校教育職給料表4級の職員の標準昇給号給数を「4号給」とするよう、所要の改正を行った。 ○ 昇格時号給対応表 給料表の改定に伴い、昇格時号給対応表を改正した。 ○ 降格時号給対応表 給料表の改定に伴い、降格時号給対応表を改正した。

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
6. 7. 9	第13号	6. 1. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急作業等手当 支給対象となる作業及び支給額等を改正した。 ○ 警ら手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象機関を改正した。
7. 3. 31	第7号	7. 3. 24	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜間等特殊業務手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象機関を改正した。 ○ 警ら手当 警察本部の組織改編に伴い、支給対象機関を改正した。

○ 一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
7. 3. 31	第8号	7. 4. 1	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定任期付職員業績手当 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正により当該手当が廃止されたことを踏まえ、所要の改正を行った。

第5 勤務条件関係業務

1 勤務条件の実態

勤務条件実態調査の概要

勤務条件実態調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、また非現業事業所に対しては、地方公務員法第58条第5項の規定による労働基準監督機関としての職権行使を兼ねて昭和53年度から実施しているものであるが、令和6年度調査分の結果の概要は次のとおりである。

(1) 調査の内容、方法等

調査事項は、①職員数、②勤務時間、③休暇・休職、④健康・安全、⑤安全衛生管理体制、⑥改善要望等についてである。

調査方法は、県の全事業所(企業局、病院局、公立大学法人等を除く。)を対象に書面調査を行った。調査対象となった事業所数は、次のとおりである。

調査対象事業所数 (単位：事業所)

区分 部局名	書面調査(令和5年5月)
知事部局	145
教育委員会	127 (19)
警察本部	65
議会・各委員(会)	6
合計	343 (19)

注 () 内は分校、定時制、通信制、校舎等で内数である。

(2) 調査結果

ア 職員数 (令和6.4.1現在)

(単位：人)

区分 部局名	総職員数			総職員数のうち 技能労働職員数			総職員数のうち 会計年度任用職員数		
	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
知事部局	6,825	4,462	2,363	112	106	6	1,147	432	715
教育委員会	6,864	3,839	3,025	40	38	2	905	439	466
警察本部	4,123	3,492	631	6	6	0	188	142	46
議会・各委員(会)	97	65	32	2	2	0	6	0	6
合計	17,909	11,858	6,051	160	152	8	2,246	1,013	1,233

イ 休憩時間の利用形態の状況（令和 6. 4. 1 現在）

（単位：事業所）

部 局 名	区 分	付 与 形 態		合 計	利 用 形 態		合 計
		一斉付与	交替付与		自由利用	制限的利用	
知 事 部 局	本 庁	33	0	33	33	0	33
	出 先	93	17	110	108	2	110
	計	126	17	143	141	2	143
教 育 委 員 会	本 庁	10	0	10	10	0	10
	出 先	0	0	0	0	0	0
	計	10	0	10	10	0	10
警 察 本 部	本 庁	31	5	36	27	9	36
	出 先	6	23	29	6	23	29
	計	37	28	65	33	32	65
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）		6	0	6	6	0	6
合 計	本庁・議会・各委員（会）	80	5	85	76	9	85
	出 先	99	40	139	114	25	139
	合 計	179	45	224	190	34	224

ウ 超過勤務の状況

○ 各月の超過勤務の平均時間（令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31）

（単位：時間）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年間平均
知 事 部 局	19.5	17.9	18.1	15.3	13.7	18.5	18.7	16.2	15.3	15.2	17.2	20.9	17.2
教 育 委 員 会	19.0	14.7	15.8	13.4	7.9	15.0	15.8	13.1	11.1	9.9	12.6	16.7	13.8
警 察 本 部	23.6	25.6	25.9	24.2	23.4	23.1	25.4	25.6	25.0	25.4	23.8	22.5	24.5
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	10.5	11.7	21.7	13.4	13.4	18.3	19.0	13.1	14.0	8.5	8.7	15.2	13.9
全 平 均	21.1	20.8	21.1	18.8	17.3	20.2	21.2	19.9	19.0	19.1	19.6	21.3	19.9

注1 超過勤務手当支給対象職員に係る超過勤務の平均時間である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

○ 月 45 時間を超える超過勤務を行った職員数と割合（令和 5. 4. 1～令和 6. 3. 31）

（単位：上段…人、下段…％）

部 局 名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合 計
知 事 部 局	551	441	465	281	211	484	444	316	263	279	381	572	4,688
	12.3	9.8	10.4	6.3	4.7	10.9	10.0	7.1	5.9	6.3	8.6	12.9	8.8
教 育 委 員 会	61	21	43	34	3	53	33	29	17	13	16	41	364
	10.2	3.5	7.2	5.7	0.5	8.9	5.6	4.9	2.9	2.2	2.7	6.9	5.1
警 察 本 部	111	335	144	110	89	93	122	232	191	252	152	79	1,910
	3.1	9.4	4.1	3.1	2.5	2.6	3.4	6.5	5.3	7.0	4.2	2.1	4.4
議 会 ・ 各 委 員 （ 会 ）	2	1	7	4	3	5	6	5	4	2	2	3	44
	3.5	1.8	12.5	7.3	5.6	9.1	11.1	9.1	7.4	3.6	3.6	5.5	6.6
全 平 均	725	798	659	429	306	635	605	582	475	546	551	695	7,006
	8.3	9.2	7.6	4.9	3.5	7.3	7.0	6.7	5.5	6.3	6.3	7.9	6.7

注1 上段の数値は該当する区分の超過勤務をした職員の人数であり、下段の数値は支給対象職員に対する超過勤務をした職員の割合である。

注2 県立学校に勤務する教員は、教職調整額が支給され、超過勤務手当の支給対象外となっているため、本項目には含まれていない。

エ 育児・介護を行う職員に対する勤務時間制度の活用状況

○ 早出遅出勤務制度の利用者数（令和5.4.1～令和6.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	21 (12)	1 (1)	22 (13)
教育委員会	18 (3)	0 (0)	18 (3)
警察本部	6 (5)	0 (0)	6 (5)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	45 (20)	1 (1)	46 (21)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 深夜勤務の制限制度の利用者数（令和5.4.1～令和6.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	1 (0)	0 (0)	1 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	33 (0)	0 (0)	33 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	34 (0)	0 (0)	34 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

○ 時間外勤務の制限制度の利用者数（令和5.4.1～令和6.3.31）

（単位：人）

区分 部局名	育児	介護	合計
知事部局	0 (0)	0 (0)	0 (0)
教育委員会	0 (0)	0 (0)	0 (0)
警察本部	3 (0)	0 (0)	3 (0)
議会・各委員（会）	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	3 (0)	0 (0)	3 (0)

注 上段は総数であり、下段は総数に占める男性職員の数である。

オ 年次有給休暇の取得状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

○ 年次休暇の取得日数

(単位：人、日、%)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	総職員数 (人)	付与日数	繰越日数	年間総使 用日数	平均使用 日数	年休消化率 (%)
		(A)	(B)	(C)	(D)	(D)/(A)	(D)×100 /(B+C)
知事部局	管理職	809	16,176	16,061	8,421	10.4	26.1
	非管理職	4,548	90,887	77,784	60,102	13.2	35.6
	合計	5,357	107,063	93,845	68,523	12.8	34.1
教育委員会	管理職	413	8,260	8,218	3,213	7.8	19.5
	非管理職	5,338	106,239	95,482	74,953	14.0	37.2
	合計	5,751	114,499	103,700	78,166	13.6	35.8
警察本部	管理職	152	3,040	2,970	2,591	17.0	43.1
	非管理職	3,675	73,500	69,022	59,916	16.3	42.0
	合計	3,827	76,540	71,992	62,507	16.3	42.1
議会・各委員(会)	管理職	29	580	580	297	10.2	25.6
	非管理職	56	1,116	1,008	789	14.1	37.1
	合計	85	1,696	1,588	1,086	12.8	33.1
合計	管理職	1,403	28,056	27,829	14,522	10.4	26.0
	非管理職	13,617	271,742	243,296	195,760	14.4	38.0
	合計	15,020	299,798	271,125	210,282	14.0	36.8

注 年次有給休暇の取得実績に係る総職員数は令和 5 年 12 月 31 日時点の在籍者であり、会計年度任用職員を除くため、40 頁の総職員数とは一致しない。

○ 年次有給休暇取得日数の分布(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	管理職・ 非管理職 の別	年次有給休暇取得者数						
		取得なし	1～4日	5～9日	10～14日	15～19日	20～29日	30日以上
知事部局	管理職	0	90	289	260	133	36	1
	非管理職	26	297	1,160	1,223	997	782	63
	合計	26	387	1,449	1,483	1,130	818	64
教育委員会	管理職	5	98	183	87	30	10	0
	非管理職	35	323	960	1,298	1,568	1,100	54
	合計	40	421	1,143	1,385	1,598	1,110	54
警察本部	管理職	0	0	3	22	92	35	0
	非管理職	24	59	186	907	1,668	805	26
	合計	24	59	189	929	1,760	840	26
議会・各委員(会)	管理職	0	4	12	6	4	3	0
	非管理職	0	4	12	18	10	10	2
	合計	0	8	24	24	14	13	2
合計	管理職	5	192	487	375	259	84	1
	非管理職	85	683	2,318	3,446	4,243	2,697	145
	合計	90	875	2,805	3,821	4,502	2,781	146

カ 病気休暇の取得状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

区分		私傷病	公務災害
部局名			
知事部局	日時	21,083	96
		2,828	30
	実人数	1,146	15
教育委員会	日時	17,017	199
		155	5
	実人数	1,526	22
警察本部	日時	6,977	732
		444	23
	実人数	362	24
議会・各委員(会)	日時	779	0
		36	0
	実人数	19	0
合計	日時	45,856	1,027
		3,463	58
	実人数	3,053	61

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

キ 特別休暇、職務専念義務の免除の状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：日、時間(分)、人)

区分		産前産後	配偶者産出	育児参加	妊娠障害	妊産婦検診	通勤緩和	育児(男性)	育児(女性)	子育て(男性)	子育て(女性)
部局名											
知事部局	日時	5,800	243	336	59	71	/	/	/	2,478	1,597
		/	212	217	241	282	61	8,720	33,379	10,254	9,680
	実人数	69	109	100	17	41	2	4	22	921	468
教育委員会	日時	8,265	193	196	195	136	/	/	/	2,832	3,687
		/	149	229	70	164	0	8,265	20,168	4,943	5,724
	実人数	95	87	69	34	56	0	5	6	914	800
警察本部	日時	2,283	426	684	77	38	/	/	/	2,593	972
		/	0	0	7	57	3	0	3,150	1,331	820
	実人数	32	144	144	9	10	1	0	1	904	213
議会・各委員(会)	日時	102	3	10	0	0	/	/	/	46	13
		/	0	0	0	12	0	0	0	319	160
	実人数	1	1	2	0	1	0	0	0	20	9
合計	日時	16,450	865	1,226	331	245	/	/	/	7,949	6,269
		/	361	446	318	515	64	16,985	56,697	16,847	16,384
	実人数	197	341	315	60	108	3	9	29	2,759	1,490

注 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数(育児休暇及び通勤緩和休暇は分数)である。

(単位：日、時間、人)

区分 部局名		不妊治療 (男性)	不妊治療 (女性)	短期介護 (男性)	短期介護 (女性)	生 理	夏 季	ボラン ティア	骨髄提供	リフレッ シュ	職 務 専 念 義務の免除
知 事 部 局	日 時	23	32	140	91	243	25,971	21	0	277	1,814
		61	305	634	289				3		8,789
	実人数	11	16	56	32	64	5,241	19	1	112	2,307
教 育 委 員 会	日 時	15	114	537	720	274	27,379	2	0	370	6,311
		5	147	620	905				0		10,851
	実人数	3	21	161	225	59	5,636	2	0	152	3,838
警 察 本 部	日 時	2	0	77	13	200	19,031	0	5	257	1,586
		0	4	28	16				4		4,027
	実人数	2	1	20	5	57	3,815	0	2	118	1,920
議 会 ・ 各 委 員 (会)	日 時	0	0	1	4	6	381	0	0	12	27
		0	0	0	38				0		135
	実人数	0	0	1	1	1	83	0	0	4	39
合 計	日 時	40	146	755	828	723	72,762	23	5	916	9,738
		66	456	1,282	1,248				7		23,802
	実人数	16	38	238	263	181	14,775	21	3	386	8,104

注1 日時欄の上段は日を単位として取得した休暇日数であり、下段は時間を単位とした休暇時間数である。

ク 休業・休職等の状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：日、分、人)

区分 部局名		休業部分休業					休職					
		自己啓発等休業	大学院休業	修業配業者休業	同僚休業	修学部分休業	高齢者部分休業	私傷病	公務	専従休職	分限条例第2条第1号の規定による休職	その他の休職
知事部局	日	245			0			8,315	365	640	0	0
	分					14,175	10,080					
	人数	1			0	2	1	46	1	3	0	0
教育委員会	日	640	275	243				6,272	0	612	0	0
	分					0	2,100					
	人数	2	1	1		0	1	36	0	2	0	0
警察本部	日	0			0			2,195	0	0	0	0
	分					0	0					
	人数	0			0	0	0	12	0	0	0	0
議会・各委員(会)	日	0			0			113	0	245	0	0
	分					0	0					
	人数	0			0	0	0	1	0	1	0	0
合計	日	885	275	243				16,895	365	1,497	0	0
	分					14,175	12,180					
	人数	3	1	1		2	2	95	1	6	0	0

ケ 育児休業・育児部分休業の状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：日(部分休業は日、分)、人)

区分 部局名	対象者	育児休業		部分休業		
		使用者	日数	使用者	承認期間(日)	時間数(分)
知事部局	175	232	29,377	58	7,578	444,765
	(115)	(107)	(5,089)	(6)	(691)	(47,520)
教育委員会	169	150	29,922	28	2,926	166,350
	(91)	(17)	(1,729)	(2)	(88)	(3,660)
警察本部	168	250	14,132	17	1,997	138,096
	(145)	(199)	(3,125)	(1)	(22)	(2,640)
議会・各委員(会)	3	4	274	0	0	0
	(2)	(3)	(101)	0	0	0
合計	515	636	73,705	103	12,501	749,211
	(353)	(326)	(10,044)	(9)	(801)	(53,820)

注1 「対象者」とは、令和5年以内に子どもが生まれた職員の人数である。

注2 「使用者」とは、令和5年1月1日から令和5年12月31日の間に育児休業の承認を受けた者(令和4年以前に対象者となり引き続き承認を受けている者も含む。)である。なお、令和5年中に同じ者が複数回育児休業の承認を受けている場合、育児休業の「使用者」は延べ人数で計算している。

注3 部分休業の「承認期間」とは、実際に部分休業を取得した日数である。

注4 上段は対象者及び使用者並びに日数の総数であり、下段は男性職員の対象者及び使用者並びに日数の総数である。

コ 育児短時間勤務制度の利用状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：人)

区分 部局名	対象者	取得者
知事部局	792	6
教育委員会	798	3
警察本部	896	1
議会・各委員(会)	14	1
合計	2,500	11

注 「対象者」とは、令和5年1月1日時点で、小学校に就学していない子を養育する職員である。

サ 介護休暇・介護時間の利用状況(令和 5. 1. 1～令和 5. 12. 31)

(単位：日、時間、分、人)

部局名	介護休暇		介護時間	
	承認日時数 ・ 取得人数		取得時間数 ・ 取得人数	
知事部局	日	202	日	
	時	118	時	
	分		分	0
	人数	5	人数	0
教育委員会	日	535	日	
	時	0	時	
	分		分	600
	人数	3	人数	1
警察本部	日	0	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	0	人数	0
議会・各委員(会)	日	14	日	
	時	0	時	
	分		分	0
	人数	1	人数	0
合計	日	751	日	
	時	118	時	
	分		分	600
	人数	9	人数	1

シ 定期健康診断・特別健康診断の状況（令和5年度）

部 局 名	区 分	定 期 健 康 診 断		特 別 健 康 診 断
		35 歳 未 満	35 歳 以 上	
知 事 部 局	対 象 者 (A)	2,176 人	4,826 人	6,035 人
	受 診 者 (B)	2,146 人	4,795 人	5,889 人
	有 所 見 者 (C)	1,535 人	4,517 人	1,349 人
	受 診 率 (B/A)	98.6%	99.4%	97.6%
	有 所 見 率 (C/B)	71.5%	94.2%	22.9%
教 育 委 員 会	対 象 者 (A)	1,310 人	5,579 人	111 人
	受 診 者 (B)	1,309 人	5,567 人	107 人
	有 所 見 者 (C)	917 人	4,481 人	2 人
	受 診 率 (B/A)	99.9%	99.8%	96.4%
	有 所 見 率 (C/B)	70.1%	80.5%	1.9%
警 察 本 部	対 象 者 (A)	1,426 人	2,667 人	2,400 人
	受 診 者 (B)	1,420 人	2,657 人	2,367 人
	有 所 見 者 (C)	1,086 人	2,422 人	1,928 人
	受 診 率 (B/A)	99.6%	99.6%	98.6%
	有 所 見 率 (C/B)	76.5%	91.2%	81.5%
議 会 ・ 各 委 員 (会)	対 象 者 (A)	25 人	75 人	60 人
	受 診 者 (B)	24 人	75 人	60 人
	有 所 見 者 (C)	13 人	74 人	0 人
	受 診 率 (B/A)	96.0%	100.0%	100.0%
	有 所 見 率 (C/B)	54.2%	98.7%	0.0%
合 計	対 象 者 (A)	4,937 人	13,147 人	8,606 人
	受 診 者 (B)	4,899 人	13,094 人	8,423 人
	有 所 見 者 (C)	3,551 人	11,494 人	3,279 人
	受 診 率 (B/A)	99.2%	99.6%	97.9%
	有 所 見 率 (C/B)	72.5%	87.8%	38.9%

注 定期健康診断の受診者は、検査項目を一つでも受診した者を計上している。

ス 公務災害・通勤災害の状況(令和5.1.1～令和5.12.31)

(単位：件)

区分 部局名	公務災害	通勤災害	合計
	知事部局	28	10
教育委員会	54	4	58
警察本部	53	2	55
議会・各委員(会)	0	1	1
合計	135	17	152

セ 安全衛生管理体制(令和6.6.1現在)

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者		産業医	
		要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	1	1	0	0	19	16	19	18
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	13	15	14
教育委員会	人事委員会	0	0	0	0	66	66	66	66
警察本部	人事委員会	0	0	0	0	23	21	23	23
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	人事委員会	1	1	0	0	108	103	108	107
	労働基準監督署	4	4	8	6	15	13	15	14

(単位：事業所)

区分 部局名	監督機関	安全衛生推進者		衛生推進者	
		要選任	選任済	要選任	選任済
知事部局	人事委員会	0	0	33	33
	労働基準監督署	16	16	12	12
教育委員会	人事委員会	0	0	45	45
警察本部	人事委員会	0	0	13	13
議会・各委員(会)	人事委員会	0	0	2	2
合計	人事委員会	0	0	93	93
	労働基準監督署	16	16	12	12

注1 知事部局本庁機関、教育庁本庁機関、警察本部本庁機関(県庁庁舎の機関に限る。)はそれぞれ1事業所とした。

注2 県立学校の定時制、通信制、分校及び校舎については、本校と合わせて1事業所とした。

2 勤務条件関係規則の制定・改廃状況

令和6年度中に公布された勤務条件関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
6. 5. 31	第10号	6. 5. 31	○ 再就職後の現職職員への働きかけ規制について、規制対象期間の上乗せを受ける職として、復興住宅担当課長及び博物館副館長を削除した。

○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	制定又は改廃の概要
7. 2. 7	第2号	7. 2. 7	○ 職員の派遣先公益的法人として、福島国際研究教育機構を追加した。

第6 労働基準監督関係業務

地方公務員法第58条第5項の規定により職員の勤務条件に関しては、現業職員(労働基準法別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業に従事する職員)を除き、人事委員会が労働基準監督機関の職権を行使することになっている。

1 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と福島労働局長がその都度協議して決定している。

(1) 令和6年度中に新たに事業区分が決定された機関及び廃止となった機関

号別区分決定・廃止の状況

決定・廃止なし

(2) 令和6年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

・労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	主な業種	事業所名
人事委員会 (単純労働職員については労働基準監督署)	12号	教育研究調査	危機管理部 消防学校
			生活環境部 環境創造センター(環境放射線センター、支所)
			保健福祉部 衛生研究所(支所(2))
			商工労働部 テクノアカデミー(3)、ハイテクプラザ(技術支援センター(2))
			農林水産部 農業総合センター(果樹研究所、畜産研究所(分場1)、地域研究所(2)、浜地域農業再生研究センター、農業短期大学校)、林業研究センター、水産海洋研究センター、水産資源研究所、内水面水産試験場
			教育委員会 教育センター、図書館、美術館、博物館、特別支援教育センター、学校(95)※1
			警察本部 警察学校
労働基準監督署	3号	土木建設	土木部 建設事務所(8)(土木事務所(11))、港湾建設事務所(2)、流域下水道建設事務所(2)、大峠・日中総合管理事務所、あぶくま高原道路管理事務所
	4号	旅客貨物運送	生活環境部 只見線管理事務所
			土木部 福島空港事務所
	13号	保健衛生	保健福祉部 保健福祉事務所(6)(出張所)、動物愛護センター(支所(2))、児童相談所(4)、障がい者総合福祉センター、若松乳児院、福島学園、大笹生学園、総合療育センター、女性のための相談支援センター、精神保健福祉センター
			教育委員会 視覚・聴覚・支援学校寄宿舎(4)

※1 平成29年4月1日から休校となっている「双葉高校、浪江高校、富岡高校、双葉翔陽高校」を含む。

・官公署の事業(労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。)と労働基準監督機関

監督機関	事業所名
人事委員会 (単純労働職員については労働基準監督署)	知事部局本庁
	総務部 地方振興局(7)(県北地方振興局に吉倉出張所を含み、いわき地方振興局に内郷出張所を含む。)、東京事務所、大阪事務所、北海道事務所、名古屋事務所
	危機管理部 消防防災航空センター
	企画調整部 ふたば復興事務所
	保健福祉部 食肉衛生検査所
	商工労働部 計量検定所
	農林水産部 農林事務所(県南、会津農林事務所の森林林業部を除き、相双農林事務所に大柿ダム管理事務所を含む。)(7)(農業普及所(7))(林業指導所)、県南農林事務所森林林業部、会津農林事務所森林林業部、水産事務所、病虫害防除所、家畜保健衛生所(4)
	土木部 ダム管理事務所(1)
	議会事務局、教育庁、警察本部(科学捜査研究所、機動捜査隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊)、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、収用委員会、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会
	教育委員会 教育事務所(7)
	警察本部 警察署(22)、分庁舎(7)

・船舶に係る労働基準監督機関(=以下いずれも人事委員会)

調査船あづま(水産事務所)、調査指導船いわき丸(水産海洋研究センター)、調査指導船拓水(水産資源研究所)、練習船福島丸(小名浜海星高等学校)

2 職権行使の実績

人事委員会が行う労働基準監督機関の職権の行使には、事業所への調査、法令に基づく報告や届出の受理、各種申請の許可・認定等があり、その実績は次のとおりである。

(1) 実地調査

勤務条件の実態を調査するため、事業所を訪問して行った調査実績は次のとおり。

実施時期：令和6年8月2日から8月30日

調査対象所属：10カ所（知事部局5カ所、教育委員会3カ所、警察本部2カ所）

調査対象職員：27人（10所属×1所属あたり2～3人）

※調査対象所属で超過勤務時間が多い職員等の中から選定

調査項目：（所属）超過勤務の状況・原因・取組、休暇取得状況、健康診断受診状況、
両立支援制度に係る取組など

（職員）超過勤務縮減に向けた所属の取組についての考え、休暇取得状況、
両立支援制度の活用など

(2) 各任命権者人事担当課長に対する申し入れ

勤務条件実態調査及び実地調査の結果に基づき、任命権者へ行った申し入れの実績は次のとおり。

実施回数：3回

実施内容：（令和6年11月）長時間労働是正及び職員の健康保持、両立支援の推進等、勤務条件等改善の取組を求めた（知事部局・教育委員会・警察本部 各1回）

(3) 臨検

過労死防止大綱に基づく長時間労働の是正や、労働基準監督機関として権限を有する事項等について確認を行った実績は次のとおり。

実施時期：令和6年12月24日から令和7年1月29日

調査対象所属：7カ所（知事部局4カ所、教育委員会3カ所）

※任命権者からの月100時間以上の超過勤務実施者の報告、勤務条件実態調査結果及び昨年度の臨検対象所属のうち長時間労働の状況改善が見られなかった所属を基に選定

調査項目：長時間労働の要因及び業務内容の状況、業務量の縮減や効率化の取組状況、
職員の健康状況の確認状況など

改善方針の報告：臨検の検査結果に対する改善方針について報告を求めた。

(4) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

事業所の安全衛生管理体制について、選任報告を受けた実績は次のとおり。

総括安全衛生管理者 2件（知事部局1件、警察本部1件）

衛生管理者 30件（知事部局11件、教育委員会8件、警察本部11件）

産業医 1件（教育委員会1件）

(5) 定期健康診断等結果報告

職員への健康診断及びストレスチェックの実施状況について、結果報告を受けた実績は次のとおり。

定期健康診断結果報告 3件（令和5年度実績）

ストレスチェック結果等報告 3件（令和5年度実績）

※知事部局（議会、委員会を含む）、教育委員会、警察本部から全所属分各1件

(6) 36協定の届出の受理

官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）に従事する職員以外の職員に係る時間外勤務・休日勤務について、36協定の届出を実績は次のとおり。

令和6年度36協定届 122件（対象となる全公所）

(7) 宿日直勤務の許可

正規の勤務時間外に監視又は断続的労働に従事させる職員について、申請を受け許可した実績は次のとおり。

宿日直勤務許可 1 件（教育委員会 1 件）

(8) 解雇予告除外の認定

労働者を解雇しようとする場合には30日前までの予告又は30日以上平均賃金支払が必要となる所、労働者の責めに帰すべき事由により解雇するものと認定した場合にはこの限りではないが、その申請を受け認定した実績は次のとおり。

解雇予告除外認定 3 件（知事部局 1 件、教育委員会 2 件）

(9) 特定機械等

新たに設置され、または部分変更されたボイラー等について、労働安全衛生法、ボイラー及び圧力容器安全規則、クレーン等安全規則の規定により令和6年度中に落成等検査を実施した状況は次のとおりである。

また、令和6年度における性能検査の状況、関係法令による報告等の状況及び令和7年3月31日現在のボイラー等の設置状況は次のとおりである。

ア 落成等検査の状況

実績なし

イ 性能検査の状況

区 分	ボ イ ラ ー 合 格 基 数	第 一 種 圧 力 容 器 合 格 基 数
計	39	15

ウ 報告等の状況

実績なし

エ ボイラー等の設置状況（令和7年3月31日現在）

区 分 任命権者	ボ イ ラ ー		第 一 種 圧 力 容 器		ク レ ー ン		備 考
	事業所数	基 数	事業所数	基 数	事業所数	基 数	
知 事	4	9	6	13	0	0	
教育委員会	29	35	6	6	0	0	
警察本部	3	6	0	0	0	0	
計	36	50	12	19	0	0	

第7 公平委員会受託業務

公平委員会を置くこととされている地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、他の地方公共団体の人事委員会に委託して、その公平委員会が処理すべき勤務条件に関する措置要求の審査、不利益処分に関する不服申立ての審査、管理職員等の範囲を定める規則の制定及び職員団体の登録に関する事務等を処理させることができるとされている（地方公務員法第7条第4項及び地方自治法第252条の14）。

なお、人事委員会に対して、公平委員会の事務を委託している地方公共団体数は、令和6年度末（令和7年3月31日）現在で、次のとおりである。

(1) 市 町 村	54市町村 (8市 31町 15村)	}	<u>合計 76団体</u>
(2) 一部事務組合及び広域連合	22団体		

第 8 公 平 審 査 関 係 業 務

1 勤務条件に関する措置の要求

この制度は、労働基本権が制限されている職員の勤務条件を適正なものとするため、職員側から経済上の諸権利を確保する手段として、職員が本委員会に対して地方公共団体の当局により適正な措置が執られるべきことを要求する保障請求権である(地方公務員法第46条～第48条)。

令和6年度の措置要求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況

ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与		1	1					1		1	0
旅費											
勤務時間											
休暇											
執務環境	1		1						1	1	0
厚生福利											
転任		1	1	1						1	0
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計	1	2	3	1				1	1	3	0

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度の繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							全部認容	一部認容	棄却		
給与											
旅費											
勤務時間											
休暇	1		1					1		1	0
執務環境											
厚生福利											
転任											
任用											
セクシュアルハラスメント											
妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント											
パワーハラスメント											
その他											
計	1		1					1		1	0

(2) 完結事案一覧表
ア 県分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和5(措)第1号	県職員	知事	勤務環境の改善	令和6年7月17日	棄却
令和6(措)第1号	公立学校職員	県教育委員会	給与の支給	令和6年10月7日	一部認容
令和7年1月9日付け措置要求	公立学校教員	県教育委員会	転任	令和7年2月14日	却下

イ 市町村等からの受託分

事案名等	要 求 者	当 局	要求の内容	完結年月日	判 定
令和5(措)第2号	市町村職員	市町村長	休暇の認定	令和6年5月8日	一部認容

2 不利益処分に関する審査請求

この制度は、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から審査請求があった場合に、当委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分を適法かつ妥当と認めたときは、これを承認し、処分の量定が不相当であると判断したときは、処分を修正し、違法又は著しく不相当であるとするときは、処分を取り消し、更に必要があれば、是正措置を指示する救済方法である（地方公務員法第49条～第51条の2）。

令和6年度の審査請求事案の状況は次のとおりである。

(1) 係属状況
ア 県分

区 分	係属件数			処 理 件 数						翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定				計 (B)
							処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降給										
	降任										
	休職										
	分限免職										
懲戒処分	戒告										
	減給										
	停職	1	1	2					1	1	1
	懲戒免職										
転任											
その他											
計	1	1	2						1	1	1
再 審		1	1	1						1	0

イ 市町村等からの受託分

区 分	係属件数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規申立て	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							処分取消	処分修正	処分承認			
分限処分	降給											
	降任		1	1		1					1	0
	休職 分限免職											
懲戒処分	戒告											
	減給 停職		1	1		1					1	0
	懲戒免職											
転任												
その他												
計		2	2		2					2	0	
再 審												

(2) 完結事案一覧表
ア 県分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
令和4(審)第1号	公立学校教員	県教育委員会	懲戒処分(停職)	令和6年6月25日	棄却
令和4(審)第1号	公立学校教員	県教育委員会	再審請求	令和7年2月25日	却下

イ 市町村等からの受託分

事案名等	請 求 者	処 分 者	処分の内容	完結年月日	判 定
令和6(審)第1号	市町村職員	市町村長	懲戒処分(減給)	令和7年3月25日	取下げ
令和6(審)第1号	市町村職員	市町村長	分限処分(降任)	令和7年3月25日	取下げ

3 公平審査関係規則の制定・改廃状況

令和6年度は公平審査関係の人事委員会規則の制定・改廃はなかった。

第9 人事行政相談業務

1 人事行政相談業務の概要

人事行政相談は、人事行政に関する職員の悩みに対して人事行政相談員が相談に応じ、職員への助言、関係当事者への調査・伝達等を行う制度であり、平成17年4月1日より実施している。

2 人事行政相談の状況

令和6年度の相談の状況は次のとおりである。

(1) 職員の所属団体別相談状況

所属団体	相談件数
県	28
市 町 村	15
一部事務組合	11
不明（匿名相談等）	0
合計	54

(2) 相談内容、相談方法別相談状況

相談内容	相談方法	面接	電話	手紙	F A X	メール	計
給 与		1	3			4	8
旅 費							0
勤 務 時 間			3				3
休 暇			6			3	9
執 務 環 境							0
厚 生 福 利							0
服 務			1			2	3
転 任			3				3
任 用			7				7
人 事 評 価							0
セ ク ハ ラ			1				1
育児等又は介護に関するハラスメント							0
パ ワ ハ ラ		1	10			4	15
いじめ・嫌がらせ			3			1	4
そ の 他						1	1
合計		2	37	0	0	15	54

(3) 相談内容、処理状況別相談状況

相談内容	処理状況	制度の説明	助言	当局へ伝達	調査	指導	話し合い	あっせん	打ち切り	その他	計
給 与		6		2							8
旅 費											0
勤 務 時 間			3								3
休 暇		4	4	1							9
執 務 環 境											0
厚 生 福 利											0
服 務		3									3
転 任		1	1	1							3
任 用		4	2	1							7
人 事 評 価											0
セ ク ハ ラ			1								1
育児等又は介護に関するハラスメント											0
パ ワ ハ ラ		3	6	5						1	15
いじめ・嫌がらせ		2	2								4
そ の 他			1								1
合計		23	20	10	0	0	0	0	0	1	54

第10 職員団体関係業務

1 職員団体の登録の状況

職員団体の登録は、地方公務員法第53条の規定に基づき、職員団体が一定の要件を備えかつ自主的、民主的に組織されていることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

職員団体の新たな登録や、職員団体の規約若しくは職員団体登録申請書の記載事項に変更があった場合又は解散した場合には、職員団体の登録に関する条例(昭和41年福島県条例第25号)第2条及び第4条の規定により、人事委員会にその旨を届け出なければならないとされている。

令和6年度に新規登録及び変更登録した職員団体は、次のとおりである。

職員団体名	登録年月日	登録内容等
自治労本宮市職員労働組合	令和6年4月3日	役員の変更
自治労富岡町職員労働組合	令和6年4月3日	役員の変更
福島県立高等学校教職員組合	令和6年4月8日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和6年4月8日	役員及び事務所の所在地の変更
福島県教職員組合	令和6年4月15日	役員の変更
白河地方広域市町村圏整備組合	令和6年4月19日	規約及び役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和6年5月10日	規約の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和6年5月14日	役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和6年6月24日	役員の変更
只見町職員労働組合	令和6年7月19日	役員の変更
自治労相馬市職員労働組合	令和6年8月5日	役員の変更
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	令和6年9月6日	役員の変更
福島県高等学校教職員組合	令和6年9月6日	規約の変更
二本松市職員労働組合	令和6年10月10日	役員の変更
平田村職員労働組合	令和6年10月15日	役員の変更
自治労塙町職員労働組合	令和6年10月21日	役員の変更
浅川町職員労働組合	令和6年10月22日	役員の変更
石川町役場職員組合	令和6年11月18日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和6年11月22日	役員の変更
自治労猪苗代町職員労働組合	令和6年11月22日	役員の変更
自治労福島県職員労働組合	令和6年11月25日	役員の変更
自治労南相馬市職員労働組合	令和6年12月5日	役員の変更
富岡町職員労働組合	令和6年12月5日	役員の変更
自治労須賀川市職員労働組合	令和6年12月5日	役員の変更
自治労川俣町職員労働組合	令和6年12月11日	規約及び役員の変更
磐梯町職員労働組合	令和6年12月11日	役員の変更
自治労大玉村職員労働組合	令和6年12月17日	役員の変更
IRIS 福島	令和6年12月18日	新規登録
自治労鏡石町職員労働組合	令和6年12月19日	規約及び役員の変更
自治労本宮市職員労働組合	令和6年12月26日	役員の変更
自治労会津坂下町職員労働組合	令和7年1月8日	役員の変更
自治労南会津町職員労働組合	令和7年1月8日	役員の変更
下郷町職員労働組合	令和7年1月22日	役員の変更
自治労国見町職員労働組合	令和7年1月31日	役員の変更
大熊町職員労働組合	令和7年2月7日	規約及び役員の変更
自治労桑折町職員労働組合	令和7年2月7日	役員の変更
玉川村職員労働組合	令和7年2月20日	役員の変更

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	登 録 内 容 等
中島村職員労働組合	令和7年3月3日	役員の変更
自治労喜多方市職員労働組合	令和7年3月3日	役員の変更
自治労会津美里町職員労働組合	令和7年3月3日	役員の変更
自治労広野町職員組合	令和7年3月3日	役員の変更
自治労新地町職員労働組合	令和7年3月6日	役員の変更
自治労棚倉町職員労働組合	令和7年3月6日	役員の変更
自治労伊達市職員労働組合	令和7年3月6日	役員の変更
自治労矢祭町職員労働組合	令和7年3月6日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和7年3月10日	役員の変更
自治労湯川村職員労働組合	令和7年3月10日	役員の変更
自治労西郷村職員労働組合	令和7年3月10日	役員の変更
天栄村職員労働組合	令和7年3月10日	規約及び役員の変更
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	令和7年3月11日	規約の変更
自治労柳津町職員労働組合	令和7年3月24日	役員の変更
西会津町職員組合	令和7年3月24日	役員の変更
福島県学校事務労働組合	令和7年3月24日	役員の変更
自治労二本松市職員労働組合	令和7年3月28日	役員の変更
自治労古殿町職員労働組合	令和7年3月31日	役員の変更

なお、令和6年度末現在で登録を行っている職員団体は、次のとおりである。

※自治労相馬市職員労働組合の登録年月日は、設立当時の書類が消失しているため不明である。

職 員 団 体 名	登 録 年 月 日	法 人 格 の 有 無	備 考
自治労南相馬市職員労働組合	昭41.9.17	無	H20.4.1から公平委員会事務を受託
自治労福島県職員労働組合	41.11.11	有	
福島県高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県立高等学校教職員組合	41.11.11	〃	
福島県教職員組合	41.11.11	〃	
自治労須賀川市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労喜多方市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労相馬市職員労働組合	※	無	H13.4.1から公平委員会事務を受託
二本松市職員労働組合	42.1.21	有	
自治労川俣町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労二本松市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労本宮市職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労南会津町職員労働組合	42.1.21	〃	
下郷町職員労働組合	42.1.21	〃	
全日本自治団体労働組合福島県本部磐梯町職員労働組合	42.1.21	〃	
自治労猪苗代町職員労働組合	42.1.21	〃	
西会津町職員組合	42.1.21	〃	
自治労会津坂下町職員労働組合	42.1.21	〃	
金山町職員組合	42.1.21	〃	
自治労塙町職員労働組合	42.1.21	〃	
石川町役場職員組合	42.1.21	〃	
浅川町職員組合	42.1.21	無	
自治労古殿町職員労働組合	42.1.21	〃	
小野町職員労働組合	42.1.21	有	

職 員 団 体 名	登録年月日	法人格の有無	備 考
自治労檜葉町職員労働組合	42. 1. 21	有	
富岡町職員労働組合	42. 1. 21	〃	
自治労大玉村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
自治労湯川村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
玉川村職員労働組合	42. 1. 21	〃	
平田村職員組合	42. 1. 21	〃	
自治労浪江町職員組合	42. 2. 10	〃	
自治労新地町職員労働組合	42. 2. 10	〃	
大熊町職員労働組合	42. 2. 10	〃	
天栄村職員組合	42. 2. 28	〃	
只見町職員労働組合	42. 3. 28	〃	
自治労鏡石町職員労働組合	42. 5. 30	〃	
自治労双葉町職員組合	42. 6. 20	〃	
自治労飯舘村職員労働組合	42. 6. 29	〃	
自治労葛尾村職員組合	42. 8. 5	無	
自治労棚倉町職員労働組合	42. 10. 6	有	
自治労東白衛生職員労働組合	43. 12. 21	〃	
自治労国見町職員労働組合	48. 3. 7	〃	
自治労伊達市職員労働組合	48. 4. 20	〃	
泉崎村職員労働組合	48. 7. 30	〃	
川内村職員労働組合	48. 11. 12	〃	
自治労桑折町職員労働組合	48. 11. 12	〃	
自治労矢祭町職員組合	49. 7. 8	〃	
中島村職員労働組合	49. 8. 5	〃	
伊達地方衛生処理組合職員労働組合	49. 10. 3	〃	
自治労西郷村職員労働組合	50. 2. 15	〃	
自治労柳津町職員労働組合	50. 6. 21	〃	
自治労白河地方広域市町村圏整備組合職員労働組合	51. 2. 16	〃	
鮫川村職員労働組合	51. 10. 29	〃	
南会津地方環境衛生組合職員労働組合	52. 10. 13	〃	
自治労会津美里町職員労働組合	63. 3. 7	無	
自治労広野町職員組合	平2. 2. 28	〃	
福島県学校事務労働組合	4. 6. 20	有	
矢吹町職員労働組合	30. 11. 28	無	
I R I S 福 島	令6. 12. 18	無	
計 59 団体		50 団体	

2 管理職員等の範囲を定める規則の改正

地方公務員法第52条第4項の規定に基づき、「県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」及び「県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則」を定めているが、令和6年度の改正等は次のとおりである。

(1) 県職員関係

行政組織の改正等により機関及び職の改廃等があったので、規則の一部改正（令和6年福島県人事委員会規則第9号）を行った。その結果、管理職員等の範囲は、次のとおりである。

機 関	職
議 会 事 務 局	事務局長 次長 課長 局主幹 総務課長補佐 秘書係長
知事部局（出納局を含む。） 本 庁 機 関	危機管理監 部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 技監 政策監 知事公室長 福島イノベーション・コースト構想推進監 カーボンニュートラル推進監 環境回復推進監 再生可能エネルギー産業推進監 食産業振興監 部次長 出納局次長 避難地域復興局次長 文化スポーツ局次長 こども未来局次長 観光交流局次長 部参事 課長 室長 空港利活用担当課長 部主幹 局主幹 企画主幹 総括主幹 知事公室秘書課の副課長及び主任主査 同課の主査、副主査及び主事（知事又は副知事と行動を共にする者に限る。） 同室政策調査課の主幹及び副課長 財務総室財政課の主幹、副課長及び主任主査 人事総室の副課長同総室に置かれる課（職員業務課を除く。）に置かれる主任主査及び主査並びに人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 文書管財総室文書法務課の法令審査担当の主幹及び主任主査 企画調整総室企画調整課の企画調整担当の主幹 同総室復興・総合計画課の計画調整担当の主幹 出納局出納総務課の公金管理担当の主幹
出 先 機 関	
地 方 振 興 局	局長 次長 部長 室長 副部長 副室長
東 京 事 務 所	所長 次長 課長
大 阪 事 務 所	所長 次長
北 海 道 事 務 所	所長 次長
名 古 屋 事 務 所	所長
消 防 防 災 航 空 セ ン タ ー	所長
消 防 学 校	校長 副校長
ふ た ば 復 興 事 務 所	所長 次長
環 境 創 造 セ ン タ ー	所長 副所長 部長 環境放射線センター所長 支所長
只 見 線 管 理 事 務 所	所長
保 健 福 祉 事 務 所	所長 副所長 部長 出張所長
児 童 相 談 所	所長 次長
食 肉 衛 生 検 査 所	所長 次長
動 物 愛 護 セ ン タ ー	所長 次長
障 が い 者 総 合 福 祉 セ ン タ ー	所長 次長
若 松 乳 児 院	院長 次長
福 島 学 園	園長 副学園長

機 関	職
大 笹 生 学 園	園長 次長
総 合 療 育 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長 診療相談部長 看護部長
女性のための相談支援センター	所長 次長
精神保健福祉センター	所長 次長
衛 生 研 究 所	所長 副所長
計 量 検 定 所	所長 次長
テ ク ノ ア カ デ ミ ー	校長 副校長
ハ イ テ ク プ ラ ザ	所長 副所長 技術支援センター所長
農 林 事 務 所	所長 次長 部長 副部長 農業普及所長 農業普及所次長 林業指導所長
水 産 事 務 所	所長 次長
家 畜 保 健 衛 生 所	所長 次長
農 業 総 合 セ ン タ ー	所長 副所長 事務部長 部(室)長 研究所長 研究所副所長 浜地域農業再生研究センター所長 研究所分場長 農業短期大学 校長 農業短期大学校副校長
林 業 研 究 セ ン タ ー	所長 副所長 事務長
水産海洋研究センター	所長 副所長 事務長 いわき丸船長
水産資源研究所	所長 副所長 事務長
内水面水産試験場	場長 事務長
建 設 事 務 所	所長 次長 総務部長(県北建設事務所、県中建設事務所、会津若松建設事務所及びいわき建設事務所に置かれるものに限る。)
土 木 事 務 所	所長
あぶくま高原道路管理事務所	所長
大峠・日中総合管理事務所	所長
鮫川水系ダム管理事務所	所長
港 湾 建 設 事 務 所	所長 次長
福 島 空 港 事 務 所	所長 次長
流 域 下 水 道 建 設 事 務 所	所長 次長
教 育 委 員 会	
教 育 庁	理事 政策監 教育次長 県立高校改革監 庁参事 課長 室長 庁主幹 企画主幹 教育総務課の人事担当の副課長、主任主査及び主査 同課の人事についての企画立案担当の副主査及び主事 職員課の人事担当の主幹、副課長、主任主査、主任管理主事、主査及び管理主事 同課の人事又は給与についての企画立案担当の副主査及び主事 義務教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 高校教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事 特別支援教育課の人事担当の主幹、主任管理主事及び管理主事
本 庁	
教 育 事 務 所	所長 次長 学校教育課長 主任管理主事 管理主事
教 育 セ ン タ ー	所長 次長 部長
特 別 支 援 教 育 セ ン タ ー	所長 事務長
図 書 館	館長 副館長 企画管理部長
美 術 館	館長 副館長 事務長
博 物 館	館長 副館長 事務長
県 立 学 校	校長 副校長 教頭 事務長 福島丸船長

機 関	職
選挙管理委員会事務局	事務局長
人事委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長 主任主査 主査
監査委員事務局	事務局長 次長 課長 監査参事 副課長
労働委員会事務局	事務局長 事務局次長 課長 副課長
海区漁業調整委員会事務局	事務局長

備考 1 この表に掲げる職は、法令にその定めのあるものについては、それによるほか、それぞれ組織に関する規則等の定めるところによるものとする。

2 この表において「部次長」とは、福島県行政組織規則（平成15年福島県規則第24号）第22条の表総務部に属する人事総室の項から土木部に属する建築総室の項までの職の欄に掲げる職をいう。

3 この表において、次長、副部長、副所長、副学園長、副校長、研究所副所長、農業短期大学校副校長、副場長、副館長、教頭及び副課長（監査委員事務局に係るものに限る。）とは、これらの職にある者のうち人事又は労務を担当する者をいう。

(2) 公平事務委託団体関係

行政組織、職制の改正等に伴い、次の団体について規則の一部改正を行った。

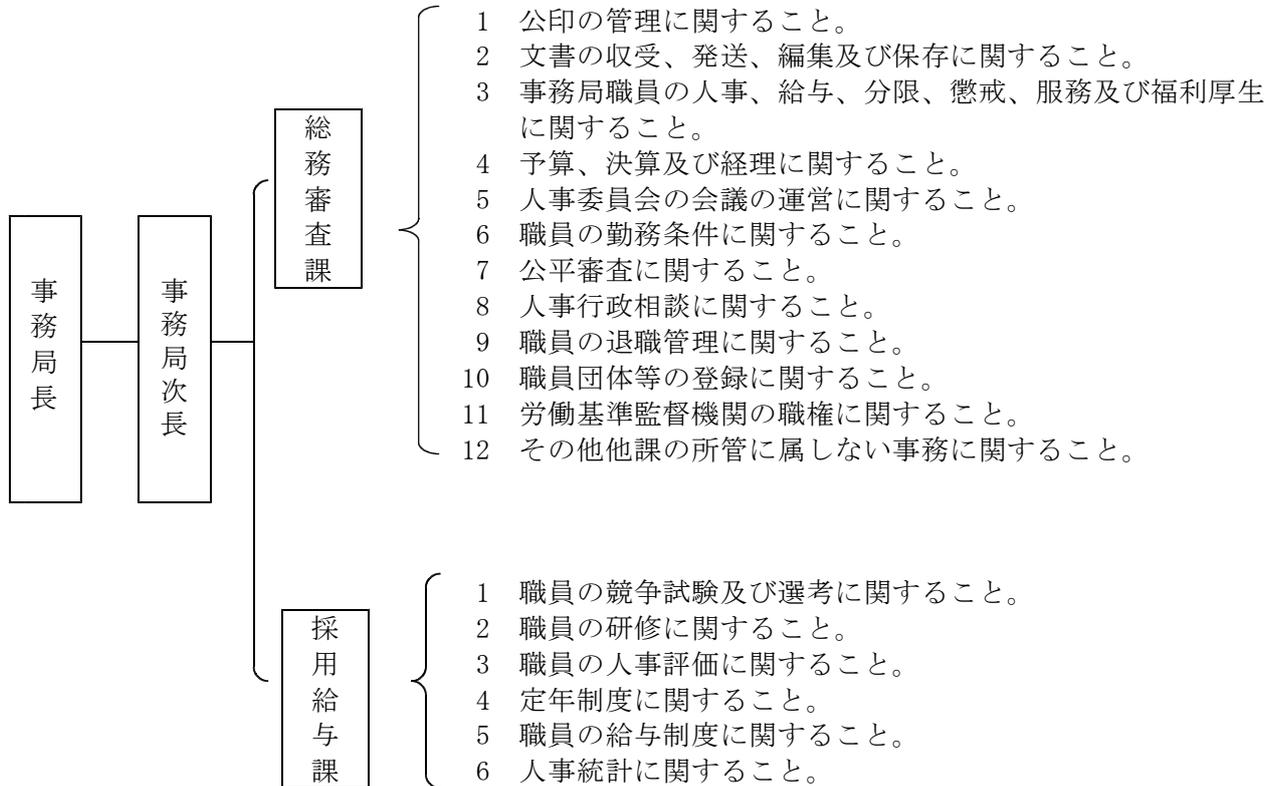
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	施行年月日	改正団体名
6. 7. 2	第11号	6. 7. 2	伊達市、本宮市、磐梯町、会津美里町、鮫川村、小野町、浪江町

第11 その他

1 事務局の組織及び分掌事務

事務局の組織及び分掌事務は、次のとおりである。



2 事務局職員名簿

(令和7年4月1日現在)

職名	氏名	
事務局 長	伊藤 賢一	
事務局 次長	川名 義則	
総務課	(兼)川名 義則	
	十二所 倫子	
審査課	主幹兼副課長	
	主任主査	千葉 涼子
	主査	氏家 美樹
	主査	(併)大越 基弘
	副主査	新井田 和也
採用給与課	(併)橋本 政靖	
	(併)渡邊 孝康	
	課長	早川 真也
採用給与課	副課長兼主任主査	半澤 和子
	主任主査	遠藤 敦
	主査	(併)武内 瑛
	副主査	(併)鈴木 涼輔
	副主査	鈴木 佑奈
	副主査	菊池 暁
主査	高嶋 慶	

3 諸会議の開催状況

令和6年度の人事委員会関係の諸会議の開催状況は、次のとおりである。

開催年月日	全国人事委員会連合会	東北・北海道地区人事委員会協議会
6.5.13		委員長・事務局長会議（宮城県）
6.6.27	第132回総会（東京都）	
6.7.8～9	公平審査事務研修会（仙台市）	
6.8.30		委員・事務局長合同会議（岩手県）
6.9.2		給与事務会議（秋田県）
7.1.31		任用事務会議（福島県）
7.1.20		給与事務研修会（北海道）